

日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)提言に対する

日本政府よりのレポート

平成25年4月

注:本レポートの記載内容は、平成24年12月31日時点での状況を踏まえ、作成されている。

目次

ワーキング・パーティーA: 貿易・投資と規制における協力	5
1. 日・EU 経済関係の強化(WP-A/#01/EJ to EJ)	5
2. WTO ドーハ開発アジェンダ交渉における膠着状態打開の要請と保護主義抑制への強い支持表明(WP-A/#02/EJ to EJ)	6
3. 新グローバル・スタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化(WP-A/#03/EJ to EJ、WP-A/#07/E to J)	8
(1-1)建築資材	8
(1-2)有機食品	9
(1-3)化粧品	10
(1-4)医療機器	11
(1-5)動物用医薬品	13
(1-6)加工食品	15
(2)国際の特許制度	17
(3)省エネルギーとラベル表示規制、カーボンフットプリント制度	18
(4)認定事業者(AEO)	19
(5)新技術(RFID等)の実用化開発、(6)ICT利用の普及	20
(7)ICT for Energy Efficiency Forum の支援	21
(8)CODEXにおける国際協調	22
(9)自動車	23
4. 迅速な事業展開の支援(WP-A/#04/EJ to EJ)	24
(1)社会保険料	24
(2)個人情報保護制度	25
5. ベター・レギュレーション(WP-A/#05/EJ to EJ)	27
6. 中小企業支援(WP-A/#06/EJ to EJ)	28
ワーキング・パーティーB: ライフサイエンスとバイオテクノロジー、健康・福祉	29
1. 「日本再生の基本戦略」における具体的行動計画の立案と着実な実行(WP-B/#29/J to J)	29
2. 国際競争力のある新薬価制度の完全施行と市場拡大再算定の廃止(WP-B/#14/EJ to J)	30
3. 医薬品に関する規制調和及び相互承認協定(MRA)の進展(WP-B/#02/EJ to EJ)	32
4. 医療機器の品質管理監査結果に関する日欧の相互承認(WP-B/#04/EJ to EJ)	34
5. 非侵襲的な対外診断用医薬品・診断機器の製品認可に関する基準の国際調和とインフラ整備(WP-B/#05/EJ to EJ)	35
6. 日本における医療用ガス(医療用ガスの製造)へのGMP適用(WP-B/#22/E to J)	36
7. 動物医薬品に係る承認規制要件の調和と合理化の促進(WP-B/#19/E to EJ)	37
8. 動物医薬品に係る販売許認可及びGMP認証の相互承認(WP-B/#20/E to EJ)	38
9. 合理的責任のある抗生剤使用の推進(WP-B/#21/E to EJ)	39
10. 植物プロテクション及びバイオテクノロジー研究への支援(WP-B/#18/EJ to J)	40
ワーキング・パーティーC: イノベーションと情報通信技術	41
1. 成長戦略とICT戦略の実行(WP-C/#01/EJ to EJ)	41
2. ICTサービス貿易原則の調整(WP-C/#02/EJ to EJ)	42
3. 信頼された・安全なオンライン環境の構築(WP-C/#03/EJ to EJ)	43
4. ICTにより支えられた堅牢な重要インフラの構築(WP-C/#04/EJ to EJ)	44

5. 次世代ブロードバンドネットワークの構築(WP-C/#05/EJ to EJ)	45
6. 社会問題解決に向けたICT利活用に対する継続的努力(WP-C/#06/EJ to EJ)	47
7. クラウドコンピューティング時代における個人データ保護とイノベーションに対するバランスの 取れた取り組み(WP-C/#07/EJ to EJ)	48
8. 情報技術協定(ITA)の拡大(WP-C/#08/EJ to EJ)	51
9. EUと日本におけるM2M通信とITSの調和(WP-C/#10/EJ to EJ)	53
10. 21世紀の社会問題に向けたEUと日本の協力の強化(WP-C/#13/EJ to EJ)	54
(1)フラッグシップ実証実験の支援	54
(2)日EUの共同R&Dプロジェクトの強化	55
(3)イノベーションに対する戦略的な予算割り当て	56
(4)研究開発に対する税額控除	57
11. 日欧の地域クラスターのビジネス協力(WP-C/#14/EJ to EJ)	58
12. 航空分野における政府主導の協力(WP-C/#15/EJ to EJ)	59
13. 航空技術の環境面での問題(WP-C/#16/EJ to EJ)	61
14. 航空認定機関同士の協力(WP-C/#17/EJ to EJ、WP-A/#07/E to J)	62
15. ヘリコプターのナビゲーション規則に関する協力(WP-C/#18/EJ to EJ、WP-A/#07/E to J) 64	
16. 民間向けの衛星技術(WP-C/#20/EJ to EJ)	65
17. 政府衛星の打ち上げの相互バックアップ(WP-C/#21/EJ to EJ)	66
18. 衛星ナビゲーションシステムに関する協力(WP-C/#22/EJ to EJ)	67
19. 宇宙デブリの除去に関する協力(WP-C/#23/EJ to EJ)	68
20. 機密情報の交換と保護(WP-C/#25/EJ to EJ)	69
21. 日本の武器輸出三原則の緩和化(WP-C/#26/EJ to J)	70
22. デモ用に輸入された防衛機器の再輸出の簡易化(WP-C/#27/EJ to J)	71
ワーキング・パーティーD: 金融サービス、会計及び税制	72
1. 金融危機を受けた金融市場改革の進行(WP-D/#01/EJ to EJ)	72
2. 日本に向けた税制関連の提言(WP-D/#10/EJ to J)	74
(1)2012年度税制改正	74
(2)移転価格税制	75
(3)税のルール・法のための申請書	76
ワーキング・パーティーE: エネルギー、環境・持続可能な発展	77
1. 世界的な安全基準構築に向けたリーダーシップの発揮(WP-E/#05/EJ to EJ)	77
2. 高度な技術を有する独立した安全当局の創設(WP-E/#06/EJ to EJ)	78
3. 再生可能エネルギー分野での協力(WP-E/#07/EJ to EJ)	79
4. 研究開発施設への相互アクセス促進(WP-E/#08/EJ to EJ)	80
5. 原子力導入を計画している途上国との安全性と基準のベストプラクティス共有 (WP-E/#09/EJ to EJ)	81
6. 電気自動車の安全性と充電インフラの国際ハーモニゼーションの促進(WP-E/#12/EJ to EJ)	82
7. 前商業的な蓄電池開発における共同研究(WP-E/#13/EJ to EJ)	83
8. 蓄電池の再利用とリサイクルのベストプラクティス共有(WP-E/#14/EJ to EJ)	84
9. スマートシティ/グリッド・プロジェクトの実証実験促進(WP-E/#15/EJ to EJ)	85
10. 国際的に公平で実効性のある新しい枠組みの構築 (WP-E/#16/EJ to EJ)	87

11. エネルギー効率技術の採用とプロセスを促進させる刺激策と規定の継続的發展 (WP-E/#20/EJ to EJ)	88
12. EITIの支持と履行の促進(WP-E/#21/EJ to EJ)	90
13. 商品価格の変動を最小限に抑える取り組みの推進(WP-E/#22/EJ to EJ)	91
14. リサイクルと代替製品の研究開発支援(WP-E/#23/EJ to EJ)	92
(別添)	94

ワーキング・パーティーA: 貿易・投資と規制における協力

1. 日・EU 経済関係の強化(WP-A/#01/EJ to EJ)

BRT の提言

BRTは、欧州委員会および日本政府に対し、スコーピング作業を野心的な内容で完了させるために必要な残りの取組みを早急に進めるよう要請する。さらに、BRTは、欧州委員会および欧州理事会に対し、2011年5月の日・EU定期首脳協議で示され、かつ、BRTが2011年9月の「日・EU FTA/EPA締結に向けた緊急提言」の中で支持を表明した、高いレベルの野心を念頭におき、スコーピング作業における成果にもとづいて、日本とのFTA/EPAおよび政治・協力に関する協定についての交渉権限を欧州委員会が取得するために必要な作業を早急に進めるよう求める。また、日・EU経済関係の潜在的な成長力をさらに高め、顕在化させるために、野心的でバランスの取れた、互恵的かつ包括的な日・EU FTA/EPAを実現し、関税、非関税障壁、政府調達、投資、規制・基準の調和や相互承認等に関する主要な未解決の課題を解決するよう求める。

<背景>

EU と日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、さらなる様々な取組みを進めることによって、日・EU 経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させることができる。両者は現在、日・EU 間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU 関係の構築に取り組んでいる。共に世界的な金融不安と経済の不確実性を乗り越えるべく、懸命の努力を進めているなか、長期的な、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EU と日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。

現在までの取組み

2011年5月の第20回日EU定期首脳協議における合意に基づき、日本政府と欧州委員会との間で、将来の日EU・EPA交渉の大枠を定めるスコーピング作業を実施した。スコーピング作業の終了を受けて、2012年7月18日、欧州委員会は理事会(加盟国)に交渉権限(マנדート)を求めることを決定した。同年11月29日、EU外務理事会は日EU・EPAについての交渉権限を採択した。この外務理事会での決定により、EPAについて欧州委員会が交渉権限を取得したこととなり、日EU間での交渉開始に向けた環境が整った。

今後の見通し

日EU・EPAは日本とEU双方の経済成長に資するものであり、我が国はEUとの間で高いレベルのEPAを実現すべく引き続き取り組んでいく。交渉は2013年に始まる予定。

2. WTO ドーハ開発アジェンダ交渉における膠着状態打開の要請と保護主義抑制への強い支持表明(WP-A/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

BRTは、主に貿易自由化、ルール策定機能、紛争解決機能を有する多角的貿易体制を強く支持する。しかし現在交渉は膠着状態にあり、2001年ドーハ・ラウンド開始当初の高い野心は未だ達成されていない。2011年5月いわゆる「プランB」と呼ばれる次善策が断念され、同年12月の第八回WTO閣僚会合でも、政治的意思の欠如、OECD加盟国と新興途上国間の市場アクセスに対するコミットの違いを主な原因とする現在の交渉の行き詰まりを打破できなかった。

今後の交渉の行方は不透明であるが、WTOは成果を出す能力があることを経済界に示さなければならない。今後は貿易自由化やルール策定などの本来機能により注力すべきである。多国間貿易に関するルールや基準を定める機能を有する唯一の国際機関として、この分野の主導者たる役割を保ち、さらなる行動を起こすべきである。既存の法的枠組みは基礎としては優れているが、変化する世界経済の情勢にあわせて呼応し、改正していく必要がある。

貿易促進および非関税障壁に関する野心的な協定は早期に締結されなければならない。これらの協定は国際貿易を協力を推進することが期待される。また、複数のセクター別協定についてもさらに交渉がなされるべきである。またWTOは、二国間ならびに地域貿易協定と、WTOによる貿易体制の齟齬を一掃し、より明確なガイドライン策定に取り組まなくてはならない。さらにWTOは、貿易と投資の関係、競争、エネルギーと原材料のもっと局所的な問題に関しても調査を行なうべきである。

WTO はケース・バイ・ケースによる対応を推進させ、新たな貿易ルールを策定する能力を示し、加盟国に貿易自由化の利点を示さなければならない。これにより、より包括的な市場アクセスに関する交渉の再開が期待される。多国間貿易システムの衰退は、絶対に防がなくてはならない。

現在までの取り組み

ドーハ・ラウンド交渉(DDA)については、日本は引き続き2011年12月に行われた第8回閣僚会議の成果に基づき、透明性と包括性の原理を尊重しながら新たな交渉手段を模索することにコミットしている。

日本は貿易円滑化、ITA対象品目及び参加国の拡大、サービス貿易の更なる自由化等特定の分野における最近の進捗を歓迎している。貿易円滑化については、より簡素で合理的な貿易手続及び透明性が高く、予測可能で一貫した貿易関連規則の構築に向けた交渉を進めるために、日本は引き続き建設的な役割を担っていく。また、日本はITA対象品目及び参加国の拡大についての議論を進めることに取り組んでいる。さらに、日本はサービス貿易の更なる自由化に対する複数国間のイニシアティブにも参加しており、有志国は2013年の早期に交渉を開始するため国内の所要の手続を進めることで一致した。

保護主義抑止については、2012年のG20ロスカボスサミットやウラジオストクAPECにおいて、ス

タンドスティル(新たな保護主義的措置の不導入)及びロールバック(既存の保護主義的措置の是正)等のコミットメントを再確認するとともに、保護主義の抑止に対する強いメッセージを発出した。

今後の見通し

DDA については、WTO 第 8 回閣僚会議での合意に基づき、日本は引き続き積極的な役割を担っていく。また、日本は、紛争処理や貿易政策の透明性向上を始めとする WTO の機能の強化に取り組んでいく。

特に、保護主義の抑止については、日本は、引き続き WTO を中心とする監視体制の維持・強化に貢献する。

3. 新グローバル・スタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化(WP-A/#03/EJ to EJ、WP-A/#07/E to J)

BRT は、両政府に対して、可能な限り製品の国際基準と認証手続きを採用し、基準・製品認証の統合化や製品認証の相互承認を推進し、建築資材、有機製品、化粧品、医療機器、動物用医薬品、自動車、加工食品などの分野における製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する機能的に同等な規制を可能な限り相互認証するよう要請する。

(1-1) 建築資材

BRT の提言

日本政府はEUの関係当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)と欧州規格(EN)をすべて相互承認するよう努力すべきである。また、JAS／JIS規格の認定を求める外国検査機関の認定手続きを効率化すべきである。JAS／JIS規格の中にISO規格への参照を入れるだけでは、プロセスの効率化に十分役立っていない。

またBRTは日本政府に対し、地方自治体及び国営企業が調達する建設サービスの基準額を 500万SDRに引き下げるよう求める。

現在までの取り組み

(1) JAS/JIS 制度

JAS/JIS 制度では、外国の機関であっても、必要な書類審査及び現地審査を経ることにより、登録外国認定機関(JAS)／外国登録認証機関(JIS)として登録を受けることが可能となっている。また、登録に当たっては、国際的にも認められている基準である ISO/IEC17065 を登録基準に採用しており、特に複雑な登録要件を課しているものではないと考えている。

(2) 政府調達

2011年12月、政府調達協定(GPA)改正交渉が妥結した。この結果、我が国建設工事の基準額について現行協定の水準を維持することでEUも含め全締約国が合意した。

今後の見通し

(1) JIS/JAS 制度

必要に応じて関係機関への説明等を行いながら、引き続き適切な制度運用に努めていく所存。

(2) 政府調達特記事項なし。

(1-2)有機食品

BRT の提言

日本政府は EU の関係当局と協力して、有機食品のラベル表示を相互承認するよう努力すべきである。現在、欧州で有機と認証され、日本国内で JAS の要件を満たして有機とラベル表示されている製品は、日本に輸入されるたびに輸出国の大使館から追加の有機証明書を発行してもらう必要がある。BRT はこの追加証明書の発行を不要にするよう要請する。BRT はこの点に関して内閣府が対応していることを認識しており、その成果に期待している。

現在までの取り組み

2010 年 6 月、EU は有機 JAS 制度を EU の有機制度と同等だと承認し、その結果、有機制度に関する日 EU 間の同等性承認は相互となった。現在は日 EU 双方が有機製品の信頼性を保つために必要な措置をとっている。現在、日本は、EU で有機と認証された有機食品の輸入に際し、輸出国大使館の発行する追加的な証明書ではなく、輸出国において有機認証された食品であることを確認するために必要な証明書を求めている。

今後の見通し

日本政府は、有機表示の信頼性確保のため、EU と緊密に協力していきたい。

(1-3)化粧品

BRTの提言

EUの化粧品メーカーは日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは日・EU間での原材料基準や認められる効能の違い、またいわゆる「医薬部外品」に関する日本特有の承認手続きによるものである。BRTが要請するのは、薬用化粧品、いわゆる医薬部外品の承認に関する共通規則（認可原材料の開示、標準的な申請期間）、効能表現や広告に関する共通規則、使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、動物実験の代替案に関する共同基準と、これらの確立である。

現在までの取り組み

医薬部外品である薬用化粧品に関して、日本政府は、有効成分リスト、添加物リストを作成し公表してきた。化粧品の効能等については、2011年7月21日付けで「乾燥による小ジワを目立たなくする。」を追加し、56項目の効能範囲とした。

また、医薬部外品の承認審査の迅速化等の方策については、厚生労働省、審査機関である医薬品医療機器総合機構及び業界と定期的な意見交換会を行っているところである。

動物実験代替法について、日本政府は、OECDにより採用されている代替法のみならず、ICATM (International Cooperation on Alternative Test Methods)の枠組みによる欧州、米国、カナダ、韓国の各評価機関との協力の下、JaCVAM (Japanese Center for the Validation of Alternative Methods)が検証した試験法を受け入れている。

今後の見通し

薬用化粧品について、日本政府は、承認審査の透明化、迅速化等を目的として、引き続き、定期的に意見交換会を実施していく。

また、OECDにより採用されていない動物実験代替法について、適切なデータを付した具体的な要望がある場合には、JaCVAMの活動等を通じ、日本政府として評価、対応を検討したいと考えている。

(1-4) 医療機器

BRT の提言

コストが高く厄介な承認プロセスのせいで、EUの医療機器の日本への輸出は限られたものとなっている。EUの医療機器メーカーの開発コストは、日本当局からの追加的臨床試験の要求によって増加する。日本の行き過ぎた基準と規制要件は「デバイス・ラグ」を生んでいるだけでなく、日本の不十分な診療報酬システムとも相まって、著しい「デバイス・ギャップ」をも生み出している。BRTは日本政府に対し、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し、EUの規制と調和させる努力を強めていくよう要請する。日本は、革新的な新製品をヘルスケアの国内市場に導入するのにかかる時間とコストを削減し、日本の規制を国際水準と一致させる必要がある。従って、日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立することが求められる。

a) 医療機器の認証プロセスを短縮する。外国臨床試験データの受け入れを進め、「医薬品の臨床試験の実施の基準(GCP)」と「医療機器の製造管理および品質管理の基準(QMS)」の要件を国際基準と調和させる。当面の対策としてBRTが両政府に提言するのは、ISO14155:2003(およびその後続修正基準)と日本のGCPは、原則としてすべての医療機器臨床試験について相互受け入れ可能な基準であると公式に承認すること、そして、日本の責任当局(医薬品医療機器総合機構(PMDA)または第三者試験機関)とEUの認証機関が実施したQMS審査は原則として、どちらの市場で製造販売承認申請を行う場合にも、品質マネジメントシステム要求事項を満たしていることの証明に十分であると公式に認めることである

b) 日本のGCPと医薬品規制調和国際会議(ICH)で定められたGCPの間の相違を解消する。

現在までの取り組み

1992年以降、日・EU・米・豪・加の規制当局及び産業界から構成されるGHTF(Global Harmonization Task Force)において医療機器分野の規制の整合化について議論が行われてきた。日本政府は2005年施行の改正薬事法において、基本要件、クラス分類などの国際整合した規制を導入したところ。また、承認基準、認証基準、品質管理システムの基準などの策定に当たっては国際基準であるISO、IECの基準を基本的に受け入れている。

外国臨床試験データの受け入れについては、従来より、臨床試験が行われた国又は地域の薬事規制で医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器GCPと同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、その臨床試験成績を承認申請資料として利用できることとしている。

QMS調査については、企業の負担を軽減させるため、「いくつかの特定の非関税案件(いわゆるパラ34プロセス)」の完了を通じ、日本のQMS基準を国際基準(ISO13485:EUでも採用)に一部を除き整合させた。

GCPの運用に関し、日本政府は、各種通知、Q&Aにより明確化を図っている。日本政府は、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づいて、GCPの運用改善の検討を進め、

2009年4月に治験審査委員会、治験届、治験機器の交付等に関する治験関係省令等の改正を行い、ICH-GCPとの整合を図っており、日本のGCPは基本的にICH-GCPと整合していると考えている。

今後の見通し

医療機器の審査の迅速化について、日本政府は、2008年12月に「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」を策定し、関係業界の協力を得て、着実な実施に取り組んでいるところである。

海外臨床試験データの活用については、個別の品目の承認申請について事前にPMDAにおいて相談を受け付けているので活用して欲しい。

QMS調査については、「日本再生戦略」、「医療イノベーション5カ年戦略」で示されているとおり、次期通常国会までに薬事法改正法案を提出することを目指すとされており、日本政府は、産業界も交えた検討を進めている。

QMSの相互受け入れに向けては、規制の国際整合性を図ることが必要であることから、日本政府は、国際的な取り組みであるIMDRF(International Medical Device Regulators Forum)における活動等を通じて、EUだけでなく、米国等も含めて国際整合化の議論を引き続き進めることとしている。

(1-5) 動物用医薬品

BRT の提言

EUですでに認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらに厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、使用可能になるまでに遅れが生じている。こうした現状を踏まえて、BRTは以下を提言する。a) 日本政府は、動物用医薬品の承認手続きを迅速化し、国内規制と国際基準を完全に調和させるため、可能な限りのあらゆる手段を講じなければならない。

b) 日本は、動物用医薬品が日本とEUの市場で相互に承認されるよう努力する必要がある。これにはまず動物用医薬品の「製造および品質管理に関する基準(GMP)」の相互承認の実現が求められる。さらに動物用ワクチンに関する規制の整合化、一GMP体制下での製品適合性の確保に向けた取り組みが求められる。

c) 日本では申請時に、英文の申請資料に日本語の概要添付が求められているが、英文資料の受理の促進を要請する。

現在までの取り組み

日本は動物薬承認の迅速化等を図るため、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議(VICH)への積極的参加協力を継続しており、これまでに約 50 の VICH ガイドラインを作成した実績がある。日本はこの全てに深く関与し、国内での施行を積極的に行っているため、申請のための不要な動物試験の繰り返しは減少している。さらに、国内規制と国際基準の調和を推進する取り組みを行っており、その好例が、2008 年に生物学的製剤の規制に取り入れられたシードロットシステムである。

日本は、申請者にとって理解しやすい承認申請資料の概要書を作成するためのガイダンスを発出し、充実した概要書の提出を前提として、一般薬製剤について申請書添付資料の英文邦訳を不要としてきた。加えて、2012 年 10 月からは、獣生物学的製剤及び抗菌性物質製剤についても同様の措置をおこなった。

今後の見通し

VICH に関しては、現在も 20 件近いガイドラインの作成作業が進んでおり、不要な試験の繰り返しは更に減少する。

動物薬の承認に関する国際基準は確立されていない。承認基準については、EU と米国の間にも大きな隔りがある。承認に関する国際基準の策定には、米国を含む VICH3 極間での対話が必須である。特に再生医療製品を含むバイオテクノロジー応用医薬品や食用動物用の医薬品については、互いの考え方に大きな隔りがある。今後は三極が協力し、新技術を用いた優れた医薬品を相互に受入れるために必要な、科学に基づいた国際基準策定に向けた取り組みの開始を検討すべきである。

日本で不足している感染性疾病用の動物用体外診断薬を、EU から導入することが求められている。しかしながら、EU 域内に診断薬の承認制度が整備されておらず、EU 域内で流通している製品はその有効性及び品質が公的に評価されていないため、日本での承認には長期間を要する結果となっている。EU 製品の日本での承認を迅速化するために、また、EU で流通する診断薬の品質を向上させるためにも、EU 産業界は日本がすでに確立している診断薬の承認基準及び管理制度を自主的に受入れた上で、EU 域内での施行を EU 政府に進言すべきである。

動物用医薬品の相互承認に関しては、まずそれが可能な状態かどうかを確認するため、両国が双方の承認システムの実施状況を理解し合うことが先決である。そのための初期作業として、動物薬事行政担当官の相互派遣などによる連携の可能性を今後双方が検討していくことが有益と思われる。

以上述べてきたように、GMP 相互承認を現時点で優先課題とするのは不適當であり、現状に即した適切な課題を設定した上での相互協力が行われるよう努力すべきである。

(1-6)加工食品

BRT の提言

加工食品に関しては、日・EU間の異なる基準と技術要件、それに輸入に関わる厄介な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本で使用が認められている食品添加物の種類が限られており、日・EU間に統一の基準がないことも、コストの上昇を招き、EU輸出業者がスケールメリットを生かせていない原因である。また日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めていないため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を押し進めることによって、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 日付表示、ラベル表示、栄養基準について、日本の基準と国際基準を調和させる。
- b) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化する。
- c) 適合性評価手続の相互承認を実現させ、重複した評価を繰り返すことによるコストを削減する。

現在までの取り組み

a) 日本における期限表示、栄養表示等を含む食品表示制度については、1995年に、国際規格（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格）との整合性を図る等の理由から、製造年月日の表示が、期限表示に変更されたように、コーデックス等の、国際的な統一規格に基づき規定しているところであり、国際基準との整合性は取られているものと考えている。

b)、c) 日本では、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除き、食品添加物の使用等が禁止されている。この食品添加物の指定手続きは、原則として、事業者等からの要請に基づいて行うこととしており、このような取扱いはEUにおいても同様であると日本政府は理解している。

EU が懸念している指定手続きの迅速化について、厚生労働省はこれまで、リスク評価機関である食品安全委員会と緊密に連携し、評価依頼を行うまでの時間や評価に係る時間の短縮を図る等、指定手続きを迅速に進めるよう対応を図っているところである。

EU 系企業の関心事項であるひまわりレシチンについて、厚生労働省は、2012年3月に食品安全委員会に評価依頼済みであり、食品安全委員会専門調査会で審議を行っている。

他方、2002年より、国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物45品目（香料を除く。）については、EUからの指摘品目も含め、日本政府が主体的に指定等を進めている。これら品目のうち、未指定の食品添加物15品目について、追加の資料収集にかかる期間を除き、概ね1年で指定するという2012年7月の閣議決定に基づき、指定に係るロードマップを2012年9月に策定・公表した。

その後、2012年11月及び2013年1月にそれぞれ1品目を指定し、残る未指定の添加物13品目のうち3品目については、厚生労働省において、指定に向けた手続きを進めているところである。

その他の 10 品目については、食品安全委員会専門調査会で順次審議を行っている。

今後の見通し

(a)

引き続き国際基準との整合性をとりつつ制度の運用を行っていく。

(b)、(c)

厚生労働省としては、指定に向けた手続きを進めている3品目のうち、2品目(硫酸カリウム、乳酸カリウム)については審議を開始しており、今後、WTO 通報等の手続きを行うこととしている。なお、1品目(イソプロパノール)については、審議の準備中である。このほか、食品安全委員会専門調査会で順次審議を行っている残りの10品目及びひまわりレシチンについては、食品安全委員会での審議が終了次第審議を開始し、今後もこれまで実施してきた指定に向けた迅速な対応を継続することとしている。

現在、国が主体となって指定等の検討を進めている食品添加物45品目(香料を除く。)については、2002年当時、①JECFA で国際的に安全性が確認され、かつ、②米国及びEU諸国等で汎用されている食品添加物に該当し、国際的に汎用されている品目として、厚生労働省がEU及び米国を含めた諸外国の意見も聴取してリスト化したものであり、日本政府は、これらの品目の指定により、国際的に必要性が高い品目はほぼカバーできているものと考えている。

したがって、これらの日本の対応は、食品添加物の国際的な整合化を図るための特別な対応であり、2002年以降にJECFAでの評価を受けたもの、又は2002年以降にEU又は米国等で新たに使用が認められたものについて、日本政府は、EU、米国等での取扱いと同様、事業者等からの要請に基づいて指定の手続きを進めることとしている。

(2) 国際的特許制度

BRT の提言

BRT は、国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。その実現は、技術革新の促進、コスト削減、法律的な確実性を高めることにつながる。日・EU 両政府はこの取り組みにおいて主導的な役割を果たすべきである。

現在までの取り組み

日本国特許庁及び欧州特許庁を含む五大特許庁会合では、制度・運用の比較研究を行い、新たに設置する特許制度調和専門家パネルにおいて、その研究結果を用い制度調和の議論を進めることに合意した。また、日本、米国及び欧州主要国の特許庁並びに欧州特許庁からなるテゲルンゼイグループでは、制度調和に関するいくつかの重要項目について詳細な研究を行い、今後ユーザーとの協議を行うことに合意した。

同時に、特許審査実務面での合理化のため、日本及び欧州各国の特許庁は特許審査ハイウェイ (PPH) の拡大に努めている。2012 年、日本国特許庁は、ポルトガルを含めたいくつかの国・地域特許庁との間で PPH 試行プログラムを開始した。

今後の見通し

日本政府は、特許制度調和に対するユーザーの意見を聴取しつつ、五大特許庁会合、テゲルンゼイグループを含めた各種フォーラムを通じて特許制度調和の議論を推進させる。

また、PPH について、日本政府は、新興国に対しても PPH への参加を提案しながら、PPH 参加国との間での、PPH 申請手続の簡素化、共通化に向けて議論を進める。

(3) 省エネルギーとラベル表示規制、カーボンフットプリント制度

BRT の提言

両政府は、省エネルギーとそれに関連したラベル表示規則、およびカーボンフットプリント制度については、問題の性質や、企業および社会全体にとっての重要性を鑑みて、制度の調和に向けて努力すべきである。

現在までの取り組み

日本政府により導入されている「省エネルギーラベリング制度」は主に家庭で使用される製品を対象にしている(現在は18品目が対象)。

また、日本政府は、小売事業者によるラベル制度として「小売事業者表示制度」を導入しており、多段階評価等を記載した「統一省エネルギーラベル」を運用している。(現在は5品目が対象)

2009年から実施していたカーボンフットプリント制度試行事業は、73の製品種別基準(PCR)と469製品のCFPを認証し、2012年3月で予定通り終了。移行期間を経て2012年7月より民間事業として実施。

今後の見通し

日本政府は、引き続き、「省エネルギーラベリング制度」及び「統一省エネルギーラベル」の対象機器の拡大及び多段階評価基準の見直し等を実施していく。また、日本政府は、ラベルの認知度を高めるために、当該制度に関する広報資料の配布などを行う予定。

カーボンフットプリント制度試行事業につき、民間移行に際しては、その時点でのISOでの議論を反映したルールを策定。引き続きISO等の国際的な指針と整合を図った制度としていく。

(4) 認定事業者(AEO)

BRT の提言

認定事業者(AEO)の相互承認協定が2010年6月に日本とEUの間で合意されたが、それに伴い、AEOにさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、日・EU両政府は規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。BRTは、企業により自由裁量の余地を与える一方、輸入品に対しより大きな責任を付加する方向で輸入手続の簡素化を図るよう提言する。

現在までの取り組み

日・EU間のAEO相互承認は、2011年5月から円滑に実施されており、日・EU双方のAEO事業者の貨物が相手国の税関手続において、相互承認のメリットを受けることができるようになっている。日・EU両政府の税関当局は、規制面等で一層の協力を図るため、2012年6月に日・EU税関協力合同委員会をブリュッセルで開催し、AEO制度の相互承認の実施に関する進捗を確認するとともに、信頼性のある事業者が享受する更なるベネフィットについて引き続き検討することが合意された。

今後の見通し

日EUのAEO相互承認については、引き続きAEO相互承認実施のフォローアップを行うとともに、日・EU・AEO相互承認取決めに基づいて、日・EU税関当局は、AEO事業者に対する更なるベネフィットについて議論することとしている。

(5)新技術(RFID等)の実用化開発、(6)ICT利用の普及

BRT の提言

日本・EU 両政府は、RFID や生体認証技術のような新技術の実用化開発における日・EU 間の枠組みを確立すべきである。こうした枠組みが確立されれば、日本と EU の企業同士の相互協力が可能になり、協力体制が強化されるとともに、新たな国際標準の推進とその普及につながる。

両政府は、サプライチェーンのセキュリティ確保と運用効率の向上に寄与するモデルとなる、情報通信技術(ICT)利用を普及させるべきである。例えば、RFID タグ、センサー、生体認証技術、UCR (個別貨物識別)番号は、国際サプライチェーンのセキュリティを向上させ、可視性を高めることができる。

現在までの取り組み

経済産業省では、情報通信技術利用の一例として、グローバルサプライチェーンの最適化を目指し、ITを活用して、国際物流におけるコンテナ貨物の位置情報を容易に把握できる可視化基盤の構築を進めており、2012年5月にAPECでレコメンデーションを策定し世界各国のプラットフォームの共通化の足がかりを作ったところ。

今後の見通し

情報通信技術利用の一例として、経済産業省は、完成自動車の輸送に関して電子タグ等を活用した実証実験を実施し、その結果についてセミナーを通じて、電子タグを用いたグローバルサプライチェーンの最適化に関する取組を紹介するような事業を検討中。

(7)ICT for Energy Efficiency Forum の支援

BRT の提言

欧州委員会および日本政府は「ICT for Energy Efficiency Forum (ICT4EE フォーラム)」を支援すべきである。フォーラムに積極的に参加し、成果の宣伝普及に努めて、世界協力を推進すべきである。

現在までの取り組み

日本は、ITU-T SG5 WP3 (ICTと気候変動グループ) 会合等へ積極的に参画し、ICTによるCO₂排出削減量の評価手法の勧告化及びベストプラクティス等に関する標準化活動に取り組んできた。また、ITU環境関連シンポジウム等においても成果について講演を行う等、普及促進に取り組んでいる。

ITU は、ICT4EE Forum のパートナーであるとともに、ITU-T SG5 WP3 は、「ICTによる環境への影響評価方法(研究課題18)」等について、IECやISOを始め、ICT4EE Forumを含めた複数の関連団体と連携して作業を進めている。

今後の見通し

日本は、引き続きITU-T SG5 WP3 において、ICTによるCO₂排出削減量の評価手法の勧告化を推進していくとともにベストプラクティス等に関する標準化活動に取り組んでいく。また、ITUの環境関連シンポジウム等においても成果について講演を行う等、普及促進を行う。これにより、世界のCO₂削減に貢献する所存。

(8) CODEXにおける国際協調

BRT の提言

欧州委員会と日本政府は、特定の健康増進食品・健康機能性食品の定義と基準を設定するCODEX(FAO/WHO 合同食品規格委員会)において国際協調が実現されるよう協力すべきである。

現在までの取り組み

日本政府はこれまでも、コーデックス委員会（総会、食品表示部会、栄養・特殊用途食品部会等）における食品規格及びその根拠の確立に関する議論等において、国際協調を図りつつ、積極的に協力してきたところ。

今後の見通し

日本政府は、引き続き Codex 等における国際協調を図っていく。

(9) 自動車

BRT の提言

自動車分野においては、日・EU両政府は日・EU双方の自動車輸出に掛かる規制遵守コスト削減を目的とし、UN/ECE規則採択ならびに相互認証の導入を進めるべきである。また両政府は、電気自動車、ハイブリッド車、電池自動車などに用いられる、環境負荷を考慮した新規駆動系技術が市場へスムーズに導入されるよう、国際的に調和した技術要件やテスト方法の確立に努めるべきである。

<背景>

1998年、日本はアジアで初めて「国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国でUN-ECE規制に沿った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の加盟国での試験を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の型式承認に含まれる45分野のうち31分野でUN/ECE規制を採択している。

現在までの取り組み

国連欧州経済委員会規則(UN/ECE規則)の採用について、日本政府は、日本での安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、国連欧州経済委員会の下で自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において進められている国際的な車両型式認証の相互承認制度(International Whole Vehicle Type Approval :IWVTA)の実現に向けた活動の一環として、当該規則について必要な改正等を行った上で採用を進めていくこととしている。日本政府は、欧州委員会とともに、WP29に設置されたIWVTAに係る専門分科会の共同副議長を務める等、IWVTAの推進に積極的に貢献してきている。

今後の見通し

乗用車関連のUN/ECE規則の内、未採用の規則について、日本政府は、引き続き、日本での安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、IWVTAの実現に向けた活動の一環として、当該規則について必要な改正等を行った上で、採用を進めていくこととしている。

4. 迅速な事業展開の支援(WP-A/#04/EJ to EJ)

(1) 社会保険料

BRT の提言

BRT は過去に両国間で締結された社会保障協定は歓迎しているが、2011 年に新しい協定が締結されなかったことを残念に思っている。従って BRT は、日本および EU 加盟国に、社会保障協定のネットワーク拡大のためにさらに努力するよう要請する。さらに暫定措置として、受入国による片務的な年金掛け金の免除、あるいは帰国時の年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

<背景>

日本はこれまで EU 加盟国と個別に社会保障協定を締結しているが、多くの場合締結国で日本人が払い込んだ年金保険料が日本で払込済と認識されず、逆の場合も同様である。

現在までの取り組み

(a) 日本政府は EU 諸国との間で社会保障協定締結の努力を鋭意行っており、既に独、英国、ベルギー、仏、オランダ、チェコ、スペイン及びアイルランドと協定を締結し、イタリアとは署名済みである。さらに、現在、日本政府は、社会保障協定の締結に向け、ハンガリー、ルクセンブルク及びスウェーデンとの間で政府間交渉を、スロバキア、オーストリア及びフィンランドとの間で当局間の情報・意見交換を進めているところである。

(b) 暫定措置について、日本政府は、我が国の年金制度においては、短期滞在の外国人が帰国する場合に、外国人本人が負担した保険料の額などを考慮した額を「脱退一時金」として支給する仕組みを既に設けている。

今後の見通し

日本政府は、欧州諸国との更なる協定締結に向け、引き続き交渉、情報・意見交換を行っていく予定。

(2) 個人情報保護制度

BRT の提言

個々の企業にとって個人情報保護の究極の目的は、信頼できる費用対効果の高い個人情報保護システムを、企業グループのレベルで導入・実施し、グループ内での国境を超えた自由な情報の流れを確保することだと BRT は考える。この目的達成のためには、各国の法制度がまちまちな法的要件を課してその実現を妨げるのではなく、むしろそれを推進するものとなることが求められる。

日・EU 間でこのようなビジネス環境を実現するため、日本政府は両国間における調和の取れた情報保護制度実現に向け、消費者委員会に設置された個人情報保護専門調査会が 2011 年 7 月に発表した報告書を政策策定に取り入れなければならない。EU はすでに、指令 95/46/EC を大幅に改正する法的手続きを既に開始している。両政府は、日・EU の制度が更に乖離しないよう、緊密な協議を行うべきである。両政府は、可能な限り早急に、EU 指令に基づく適合性の検討手続きを開始しなければならない。

こうした取り組みと並行して、日・EU の関係当局は、第三国および国際機関との協力強化により、国際的な制度の構築に向けた対話を開始すべきである。制度が構築されれば、世界の情報保護体制は緊密に連携することとなり、グローバル企業は一つの保護基準を満たせば個人情報を世界中に転送することができる。

さらに、日・EU 両政府は、クラウドコンピューティングのアプリケーションやサービスなど新技術の利用をめぐる法的確実性を向上させるべきである。法的確実性が向上することで、現行の情報保護レベルを維持しながらも、新技術の実用化に向けた開発を支援し促進することができるものと BRT は考える。

<背景>

これらの提言が採用されれば、両国の個人情報保護制度は著しく改善されると期待される。

現在までの取り組み

(a) 日本においては、「個人情報の保護に関する法律」が 2003 年 5 月に成立し、2005 年 4 月に全面施行された。個人情報取扱事業者の義務に関する規定は、日本の実情に照らし、1980 年 OECD ガイドラインにおける 8 原則を具体化したもの。同法に基づく執行権限は、事業分野ごとの所管大臣に委ねられているが、各大臣は個別に定めるガイドラインに基づききめ細かな法の解釈、運用及び適正な執行を行っている。

現在までに、OECD、APEC、EU、ICDPPC(コミッショナー会議)、APPA 等様々な場で進められている国際的な取組を踏まえて、個人情報保護の取組を推進。2008 年 4 月、国際的な取組への対応や消費者の権利利益の一層の保護などを含む個人情報の保護に関する基本方針の一部変更を行った。これに従い、2011 年 11 月には「APEC 越境プライバシーのための協力取決め」に各省庁が参加している。また、各ガイドラインについても、新規の制定や必要な改正を順次行っており、こ

これらの取組を通じて、個人情報の保護が効果的に図られている。

消費者委員会個人情報保護専門調査会は2011年7月に「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」を公表し、第2の4国際的な整合性、の項目において、「個人情報保護制度の国際的な整合性については、我が国の法制度に対する国際社会の理解を求めていくとともに、国外で活動する事業者等のニーズも踏まえつつ、協調の在り方を検討する必要がある。」との検討課題を挙げている。

(b)WP-C/#7/EJ to EJ のクラウドコンピューティングに関する回答参照。

今後の見通し

(a)引き続き、各主体において、同法律及び変更された個人情報の保護に関する基本方針(2008年4月25日一部変更)、各省庁のガイドライン等に基づく取組が行われ、法の実効性が担保されることにより、国際的にも十分なレベルの保護が確保されるものとする。なお、同法律については消費者委員会個人情報保護専門調査会において法改正も視野に入れた問題点についての審議が行われ上記「報告書」が消費者委員会に提出されており、消費者委員会は同報告書中の検討課題については何れも重要な課題であり、引き続き検討を進める必要があると認識していると述べている。日本政府としては今後も消費者委員会の審議を踏まえて対応を行う。

(b)WP-C/#7/EJ to EJ のクラウドコンピューティングに関する回答参照。

5. ベター・レギュレーション(WP-A/#05/EJ to EJ)

BRT の提言

BRT は、日本および EU の政策担当者に対し、両政府の既存規制ならびに今後制定される規制と、それらが外国のビジネスに及ぼす影響について、双方が相互理解を深めることができるようにして、貿易障壁を生みだす行動を無意識のうちにとらないようにしなければならないと提言する。日本も EU も、立法作業の年間計画に関する情報をできる限り早い段階で交換し、規制に相違が生じたり新たな貿易障壁が生み出されたりすることがないようにすべきである。さらには、対話を効率的に進めるために、日本と EU は法案の早期警戒システムに合意すべきである。また EU と日本は、相互の経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用するなど、より良き規制を推進するための合同戦略を策定しなければならない。現在、日本と EU の企業の見解は、規制プロセスについて十分検討されているわけではない。

<背景>

透明性、早期段階における市民との協議、影響評価、市民に対する法案や行政措置の開示といった方法に基づくより良き規制は、規制順守や行政負担全体のコスト削減につながる。これは日本および欧州経済全体の利益となるだろう。

現在までの取り組み

2007 年 10 月 1 日より、各行政機関は、規制の事前評価を行うことが法的に義務付けられている。また、総務省は、規制の事前評価の円滑かつ効率的な実施のため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を同年 8 月に策定した。以降、総務省は、当該制度が定着し、着実に効果をあげるよう努めている。

このほか、既存の規制・制度の見直しを行うため、2010 年 3 月から行政刷新会議の下に「規制・制度改革委員会」(旧「規制・制度改革に関する分科会」。以下「委員会」という。)を設置し、規制・制度の所管省庁に対してその所管する規制・制度の見直しを働きかけている。委員会のこれまでの 3 期にわたる活動において、合計約 480 項目について閣議決定が行われた。2012 年 8 月には、委員会の第 4 期の活動を開始し、同年 11 月には経済の活性化に資する 70 項目について閣議決定が行われた。

今後の見通し

規制・制度改革については、2013 年 6 月を目途に、規制・制度改革委員会の取りまとめを行う予定。

6. 中小企業支援(WP-A/#06/EJ to EJ)

BRT の提言

BRT は両国政府に対し、中小企業(SME)による両国市場におけるビジネス機会の調査および確保を促し、支援するための手段の策定を要請する。FTA/EPA 交渉が開始される際は、その交渉の枠組み内で中小企業を考慮した方策が講じられるよう、具体的配慮がなされなければならない。

<背景>

両国において、中小企業は新たな成長や雇用を生む源泉と考えられており、国際化はその成長の可能性を高める要素の一つである。中小企業の国際化は両国における政策上の重要性を徐々に増している。したがって、BRT が提言として取り上げた市場アクセス問題やその他の障壁に中小企業が取り組み、解決することは一層困難な場合があることは提起されるべきであると考ええる。そのため BRT は両国政府が、両国の中小企業が両国市場でのビジネス機会獲得を促がすことを目的に、中小企業向け支援策(例えば補助金、税制上の優遇措置など)の導入もしくは既存措置の改善(ベストプラクティスに関する情報交換などを通じ)に関し、両国政府間で協議し、協力することが重要であると考ええる。

現在までの取り組み

中小企業によるクロスボーダーのビジネス活動を支援することは重要。現在、日本への投資を考えている外国企業を支援するため、JETRO はビジネス情報提供の充実や、各企業の状況に応じた専門家による個別相談など様々な支援を行ってきた。また、OECD の作業部会における中小企業の国際市場への参画を促進する政策当局間の議論でも日本政府の取組につきプレゼンテーションを行うことを通じて積極的に貢献。

今後の見通し

中小企業の海外展開への関心が高まる中、更なる支援策の充実、支援体制の強化を図る。また、日EU・EPA 交渉の文脈でも、日EU当局が中小企業に裨益する日 EU 間の協力の可能性を追求する。

ワーキング・パーティーB: ライフサイエンスとバイオテクノロジー、健康・福祉

1. 「日本再生の基本戦略」における具体的行動計画の立案と着実な実行(WP-B/#29/J to J)

LS & BT 分野における研究開発の推進とより早い実用化に向けた新しい戦略を策定すると同時に、具体的なアクションプランを立案すべきである。

<背景>

政府の国家戦略会議が策定した「日本再生の基本戦略」では、成長力強化に向けて、環境変化に対応した新産業・新市場の創出を掲げている。特に政府は、創薬・医療機器の開発、再生医療・個別化医療で「世界をリードする日本」を実現するための中期戦略を策定することから、2012年6月までに策定される「日本再生戦略」の中には、特にライフ・イノベーション分野に重点を置いた施策が盛り込まれるべきである。

現在までの取り組み

2012年6月に決定した医療イノベーション5か年戦略を軸として、日本政府は、ライフ分野を重点分野の一つと位置づけた「日本再生戦略」を7月に閣議決定した。ライフ分野においては、「革新的医薬品・医療機器の創出」、「再生医療」、「個別化医療」、「ロボットや医療・介護周辺サービス」を柱とするとともに、重点施策として、革新的医薬品・医療機器創出のためのオールジャパンの創薬支援ネットワークの構築、ARO機能を併せ持つ臨床研究中核病院等の整備、世界最先端のiPS細胞等の研究に対する長期にわたる支援、及び医療機器や再生医療の特性を踏まえた規制・制度等の確立のための薬事法改正法案の次期通常国会への提出に向けた検討等を盛り込んでいる。

今後の見通し

日本再生戦略及び医療イノベーション5か年戦略の着実な実施により、日本政府は、医療機器や再生医療製品に係る薬事法改正等の関連する規制・制度改革を進めるとともに、オールジャパンでの創薬支援体制の構築などを通じて、革新的医薬品・医療機器や再生医療製品、介護関連機器等を世界に先駆けて創出できる体制を整備する。

2. 国際競争力のある新薬価制度の完全施行と市場拡大再算定の廃止(WP-B/#14/EJ to J)

BRT の提言

新薬創出・適応外薬等解消促進加算制度(新薬創出等加算)は、2014年3月まで継続されることとなった。これは、革新的新薬開発のインセンティブとなり歓迎すべきことだが、あくまで試行的制度の継続にすぎない。日本政府は、製薬産業提案に基づく国際競争力あるこの新薬創出等加算制度を恒久的制度として完全施行すべきである。

市場拡大再算定については、中央社会保険医療協議会(中医協)が廃止を求める産業界の主張を認めなかったが、日・EUBRTメンバーは、医薬品の革新性評価に逆行する市場拡大再算定ルールの廃止を要望する。

<背景>

2009年12月の中央社会保険医療協議会(中医協)において、製薬産業の提案する新薬価制度についての前向きな審議がなされ、政府は2010年4月からの試行的導入を決定した。これは、革新的医薬品の薬価維持を規定するものであり、重要な進展であることを示している。新制度の条件として、日本政府は「未承認／適応外薬」の承認を促進する制度を付加し、製薬企業は行政からの181件の未承認／適応外薬の開発要請に対し、誠実に対応を行っている。

製薬企業は、今年さらに未承認／適応外薬の開発要請を受けることが見込まれるが、今般まとめられた2012年度薬価制度改革においては、恒久的制度としての完全施行が認められず試行の継続が決まり、革新性への評価の継続性に懸念が生じている。日本政府は2014年度の薬価制度改革において、いわゆる「ドラッグ・ラグ」の解消、さらには革新的医薬品の研究開発に取り組む製薬企業の努力を評価し、新薬創出等加算制度の恒久的・完全施行を実施すべきである。

現在までの取り組み

平成24年度薬価制度改革において、新薬創出・適応外薬等解消促進加算制度(新薬創出等加算)は、2014年3月まで継続されることとなった。

新薬創出等加算を2014年4月以降も引き続き実施するかどうかについては、次期薬価制度改革時に、中医協において、

- (a) 当該加算の財政影響
- (b) 適応外薬等の開発・上市状況
- (c) 真に医療の質の向上に貢献する医薬品の国内開発状況
- (d) 後発品の使用状況

などを検証した上で、判断することになっている。

市場拡大再算定については、薬価算定に用いた市場規模が予測より大幅に上回った場合など、薬価算定の前提が変化した場合に、その市場規模の伸び率に応じて薬価を引き下げるものである。同制度は、医療保険財政が極めて厳しい状況にあるところ、財源が限られている公的保険制度における薬剤費の適切な配分メカニズムとして機能しており、平成24年度薬価制度改革におい

ても中医協により必要と判断されている。

今後の見通し

薬価制度については、次期薬価制度改革に向け、検証・検討を行う予定としている。今後とも、業界団体の意見も十分に拝聴しつつ、中医協において議論を継続してまいりたい。

3. 医薬品に関する規制調和及び相互承認協定 (MRA) の進展 (WP-B/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

製造施設に関する重複した査察を避けるために、日本・EU 間の規制調和及び相互承認協定 (MRA) のさらなる拡大を進めるべきである。

経口剤に加えて、医薬品原体や無菌製剤、生物学的製剤等についても MRA を適用することが求められる。昨年来、「PIC/S」と略される「医薬品査察協定および医薬品査察協同スキーム」という厚生労働省の新たな取り組みが見られており、EU15 カ国の産業界、欧州製薬団体連合会 (EFPIA) 及び医薬品医療機器総合機構 (PMDA) にとっての最優先事項である。

<背景>

日本・EU間の MRA では、現在でも経口固形剤のみが対象となっているため、いまだに多くの製造施設に関する重複した査察が残っている。これは費用がかかるばかりでなく、特に日本における新薬の上市を遅延させ、日本の患者にとって著しい不利益を生み出している。この問題を解消し、日本・EU 双方の経済をより効果的に結び付けるため、日本・EU の相互合意のもとで基準・ガイドラインの調和と MRA の拡大を行うべきである。以下は、規制調和と MRA 拡大のそれぞれについて、高い優先順位を以って検討すべき事項である。

<規制調和及び MRA に関する優先検討事項>

規制調和:

- 調査から監視までの安全対策と国際基準との調和
- 臨床開発ガイドライン及びワクチンの生物学的製剤基準の調和
- 生物学的製品の最低要件の調和
- PIC/S を通じた、各国当局の査察情報やナレッジの共有化

MRA:

- 重複する査察や試験を避ける目的での、非固形剤や無菌製剤、医薬品原体、生物学的製剤への GMP 対象拡大

現在までの取り組み

日本政府は、医薬品の安全対策について、日米EU 医薬品規制調和国際会議 (ICH) の E2D ガイドライン「承認後の安全性情報の取扱い: 緊急報告のための用語の定義と報告の基準」との調和を進めてきている。

ワクチンの臨床開発ガイドラインについては、欧州製薬団体連合会 (EFPIA) を含む製薬企業団体の意見を聴き、検討の上発出したところ。

生物学的製剤基準の改正については、EFPIA を含む製薬企業団体からの意見を聴きつつ、専門家による検討を行ったところである。

PIC/S については、2012 年 3 月 9 日に、厚生労働省、医薬品医療機器総合機構、各県当局の加盟を申請。

日本政府は、MRA について、日 EU EPA 交渉に向けた協議などの場で、EU との検討を進めてきたところ。

今後の見通し

日本政府は、生物学的製剤基準の改正について、引き続き、必要に応じて、EFPIA を含む製薬企業団体の意見を聴きながら、検討して参りたい。

日本政府は、PIC/S について、加盟承認のための審査に適切に対応するとともに、PIC/S の GMP ガイドライン等を参考に、国内規制の国際整合性の一層の確保に努めていく。

日本政府は、MRA について、対象国の拡大を最優先とし、EU との対象国拡大の MRA 交渉の時期を考慮しながら、具体的な対象品目拡大の議論を進めることとしている。

4. 医療機器の品質管理監査結果に関する日欧の相互承認(WP-B/#04/EJ to EJ)

BRT の提言

医療機器の品質管理監査結果に関する日本・EU の相互承認の第一段階として、まず低リスクの医療機器、すなわちクラス II に該当する製品の薬事法登録認証機関について相互承認を開始、改善すべきである。

また、医薬品医療機器総合機構(PMDA)及び厚生労働省は、品質管理監査結果の相互承認を導入するよう主導すべきである。

<背景>

EU の医療機器法令(MDD)及び日本の薬事法(J-PAL)に基づき、品質管理システム(QMS)による監査の結果については、新規医療機器の市場導入の際の承認申請において必須である。EU においては、ISO 監査の有効期間中であれば、全ての承認申請において年一回の定期的な ISO 監査結果を使用することができる。最近日本は、ISO13485 規格の一年間の有効期間内で、同じ一般名を有する製品向けの特定の製造施設での QMS 監査の受け入れを開始した。しかしながら、多くの登録認証機関(RCB)は、それぞれの承認申請ごとに、QMS 監査結果の提出がいまだに求められている。製造業者の負担軽減のため、一層の整合性確保が必要である。

現在までの取り組み

QMS 調査について、日本政府は、企業の負担を軽減させるため、「いくつかの特定の非関税案件(いわゆるパラ 34 プロセス)」の完了を通じ、日本の QMS 基準を国際基準(ISO13485:EUでも採用)に一部を除き整合させた。

今後の見通し

日本政府は、QMS 調査について、「日本再生戦略」、「医療イノベーション5カ年戦略」で示されているとおり、次期通常国会までに薬事法改正法案を提出することを目指すとしており、産業界も交えた検討を進めている。

日本政府は、QMS の相互受け入れに向けて、規制の国際整合性を図ることが必要であることから、国際的な取り組みである IMDRF(International Medical Device Regulators Forum)における活動等を通じて、EU だけでなく、米国等も含めて国際整合化の議論を引き続き進めることとしている。

5. 非侵襲的な対外診断用医薬品・診断機器の製品認可に関する基準の国際調和とインフラ整備 (WP-B/#05/EJ to EJ)

BRT の提言

日本・EU それぞれにおいて、治療薬とそれに付随する体外診断用医薬品(コンパニオン診断薬)・診断機器の同時研究・開発が一層進みやすくするための、承認審査体制等のインフラ整備を進めるべきである。さらに、治療薬とコンパニオン診断薬・診断機器の同時開発に関する日本・EU 間の規制を調和し、国際的なゲノム・コホート研究をベースにした個別化医療に関するサイエンスの進展を後押しするよう求める。

<背景>

アメリカ食品医薬品局(FDA)は2011年6月に、治療薬とコンパニオン診断薬・診断機器の同時開発に関するガイダンス草案を公表し、今後開発が進められる治療薬について、有効性・安全性を層別できるコンパニオン診断薬・診断機器の同時開発を求めている。EU では、欧州医薬品庁(EMA)が、ゲノムバイオマーカーの臨床試験での利用についての草案をすでに公表しているほか、日本でも、厚生労働省が、コンパニオン診断薬に関する薬事承認プロセスの基準を2014年度までに策定することを公表している。

医療財政はもちろん、社会・患者への利益も大きい個別化医療(PHC)を支える、治療薬とコンパニオン診断薬・診断機器の同時開発を一層進めやすくするための承認審査体制等のインフラ整備や規制の国際調和が求められている。

現在までの取り組み

個別化医療に向けた医薬品と対応する診断薬のより適切な開発を推進する観点から、治療薬の選択等に用いられることにより個別化医療に資する診断薬等及び関連する医薬品の承認申請等に係る留意点について検討している。

今後の見通し

平成24年度中に、上記留意点について示す予定である。

6. 日本における医療用ガス(医療用ガスの製造)へのGMP適用(WP-B/#22/E to J)

BRT の提言

日本における医療用ガスについて、EU の GMP 基準と調和させるべきである。厚生労働省は産業界と共にいくつかの取り組みを開始したが、産業界は財政的観点から、非 GMP 施設に対して保護的な立場である。

<背景>

医療用ガスは医薬品あるいは医療機器であり、政府による規制に準拠したものでなければならない。主要な関連規制としては、日本薬局方、製造管理及び品質管理規則(GMP)、及び医薬品の物流に関する基準(GDP)が挙げられる。

医薬品査察協定および医薬品査察協同スキーム(PIC/S)の付属書 6(Annex 6)では、GMP 及び GDP、つまり製造と流通について述べられている。相対的に低い薬局方の基準に沿った GMP についての現在のあいまいな日本の基準は、EU あるいは米国における基準と比較するとより低いものである。我々は、日本の医療用ガスの GMP をより強化することを提案する。

現在までの取り組み

日本政府は、日本における医療用ガスについては、産業界とともにガイドライン制定の検討を実施し、2012年2月13日に、「医療用ガスに関する製造管理及び品質管理の基準(自主基準)について」として事務連絡を発出した。

今後の見通し

日本政府は、都道府県を通じて、関係業者に対して当該ガイドラインを周知させるとともに、ガイドラインに従った製造・品質管理を推進していく。

7. 動物医薬品に係る承認規制要件の調和と合理化の促進(WP-B/#19/E to EJ)

BRT の提言

動物医薬品の承認規制要件に関する一層の調和及び合理化を進めるべきである。農林水産省は、先に提言した「1-1-1 コンセプト」への一つの道筋として、関係諸国との承認規制要件の調和を開始すべきである。

<背景>

世界的な新動物医薬品の承認に先立ち、欧州やアメリカ合衆国では厳格な審査プロセスでの審査が既に行われている一方で、日本においては、薬事法下において、承認前に多くの追加試験が必要とされている。アジュバントワクチン等のバイオテクノロジーに基づく革新的な動物医薬品の規制要件は、日本において特に厳く、それゆえに欧州では獣医師や動物飼育者が容易に入手可能な医薬品でも、日本では使用することができない。規制要件の調和を進展させることにより、動物や動物飼育者による革新的なアニマルヘルス製品へのアクセスは、確実に改善するだろう。

もう一つの重要な側面は、動物愛護へのマイナス影響である。規制要件が十分に調和されていないために、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施基準(GLP)や動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議(VICH)のような厳格な枠組みを完全に順守した上で行われている全く同一の試験結果が、すでに利用可能であるにもかかわらず、日本では、当該企業が動物試験を繰り返し実施することが求められている。

現在までの取り組み

WP-A/#03/EJ to EJ の回答参照。

今後の見通し

WP-A/#03/EJ to EJ の回答参照。

8. 動物医薬品に係る販売許認可及びGMP認証の相互承認 (WP-B/#20/E to EJ)

BRT の提言

日本及びEUでの、動物医薬品に関する販売許認可及びGMP認証の相互承認を求めるものである。農林水産省は、先に提言した「1-1-1 コンセプト」への一つの道筋として、関係諸国との承認規制要件の調和を実施すべきである。

<背景>

GLP あるいは GCP 基準に基づいて行われる研究は、申請書類一式として、多くの場合日本政府に受け入れられる一方、動物医薬品に関する GMP についての相互承認は未だ進んでいないのが現状である。さらには、欧州の規制当局による GMP 認可を受けている場合でも、日本に輸入される動物医薬品の製造に関連する全ての海外生産設備は、農林水産省(MAFF)による認可を受けなければならない、このプロセスは相当量の管理業務を必要とする。

2007 年にアニマルヘルスに関する国際連盟 (IFAH) が行ったベンチマーク調査によって指摘された、日本における承認プロセスの遅延や予見可能性、及びその質を改善するために、農林水産省によっていくつかの新たな措置が講じられた結果、多少の進捗が見られている。しかしながら、いくつかの製品区分に関する審査プロセスには、なお遅延が認められる。日本-EU 経済統合協定では、まず動物医薬品の GMP 認証についての相互承認を始めることにより、ヨーロッパと日本の動物医薬品の販売承認に関する相互承認の進展を目指すべきである。また、動物用ワクチンに関する調和のとれた規制についても、本協定下において進められるべきである。

現在までの取り組み

WP-A/#03/EJ to EJ の回答参照。

今後の見通し

WP-A/#03/EJ to EJ の回答参照。

9. 合理的責任のある抗生剤使用の推進(WP-B/#21/E to EJ)

BRT の提言

農林水産省は、アニマルヘルス分野における合理的責任のある抗生剤使用を促進すべきである。

<背景>

他の国々と同様、日本及び EU では、ヒトで使用される抗生剤への耐性確立、さらに、動物における抗生剤の使用がこのプロセスを加速させることへの潜在的な脅威が懸念される。成長促進剤としての抗生剤使用は、2006 年以降 EU においては禁止されている。

ヘルスケア産業は責任ある産業として、動物における抗生剤使用についての神話を崩壊させ、それらの責任ある使用を推進するため、獣医師や農業従事者、食品産業と共に取り組んでいくことを求めるものである。

現在までの取り組み

本件については、新規提言と認識している。

国際的に奨励されている抗菌性物質の薬剤耐性菌のモニタリングや抗菌性物質の使用量の調査を実施するとともに、科学的知見によるリスク評価に基づいたリスク管理措置として、責任ある慎重な使用の徹底のための取り組みを実施してきている。また、日本は、Codex や OIE における国際基準の策定にも積極的に貢献してきている。

今後の見通し

現在の薬剤耐性菌のモニタリング体制を、適切なデータを収集するためにより実効性のあるものとするための見直しを行う。引き続き、リスク評価に基づき、責任のある慎重な使用のための適切なリスク管理措置を策定していくこととしている。

10. 植物プロテクション及びバイオテクノロジー研究への支援(WP-B/#18/EJ to J)

BRT の提言

植物プロテクション及びバイオテクノロジーに関する研究への支援を求める。

<背景>

革新的かつ有益な植物プロテクション及びバイオテクノロジー製品の研究開発は、安全な食糧供給を保証するばかりでなく、農業セクターの効率性向上ゆえの競争力強化にとって非常に重要である。本事業を支援するため、政府は植物プロテクション及びバイオテクノロジーに関する研究への費用拠出を増加させるべきである。

現在までの取り組み

農林水産省では、2008年4月より5年間の計画で、イネゲノムの解読、重要遺伝子機能の解明等これまでのイネゲノム研究の成果を活用し、国内外の食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の作出に着手している。

具体的には、DNA マーカー選抜育種を用いて、病虫害抵抗性や低温等の環境ストレスに耐性を示すイネの開発に取り組んでいる。

また、イネで収量性、登熟性、草丈・草型、開花期等を支配する遺伝子・領域を特定し、その成果を育種に活用して農作物の収量や品質を向上させる研究開発を行っている。

今後の見通し

2008年4月に立案した計画に則り、国内外の食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の開発を推進する。

ワーキング・パーティーC: イノベーションと情報通信技術

1. 成長戦略と ICT 戦略の実行 (WP-C/#01/EJ to EJ)

BRT の提言

両当局は特定の目標を有する詳細の実行計画を制定し、個々のアクションアイテムの状況を、PDCA サイクルを実行してモニターすべきである。更に ICT 戦略における個々のアクションの進捗報告は WEB サイトで公表されるものとする。

< 背景 >

BRT は、両政府が ICT の成長に対するエンジンとしての役割を認識し、それぞれの成長戦略と調和するものとして ICT 戦略を取りまとめたことを歓迎する。2010 年 5 月に EU は “デジタル・アジェンダ” IT 戦略を、EU の成長戦略 EU2020 のフラッグシップ・プロジェクトの重要なものとして確認した。日本側では、日本政府は新成長戦略を 2010 年 6 月に、新 IT 戦略とその実行計画を 2010 年 5 月と 6 月にそれぞれ公表した。

現在までの取り組み

2010年6月に工程表を作成し、その工程表に従って担当府省が行った個々の施策の進捗・検討状況のフォロー・評価を行っている。また、2011年8月および2012年7月に工程表の改訂を行ったところである。

今後の見通し

工程表に従って担当府省が施策を実行するとともに、高度情報通信技術ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部) を中心に個々の施策の進捗・検討状況のフォロー・評価を行い、工程表を改訂することで、PDCAサイクルを確実に回していく。

2. ICTサービス貿易原則の調整(WP-C/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

両当局は、産業界にとってより良い環境を構築することを目的に ICT サービス原則について協議し、グローバルな貿易状況を改善するために、そのような原則が第3国において導入されるよう協力することが求められている。

＜ 背景 ＞

EUと米国はICT サービスに関する貿易原則を2011年4月4日に発表した。日本と米国も同様のICT サービス通商原則を2012年1月25日に発表した。ICT サービス部門は他の産業に比べて急速に進化し、グローバルな貿易制度や規則は、高い成長の潜在可能性を持つ ICT サービス部門の現在の状況を反映できていない。

現在までの取り組み

成長著しい情報通信技術(ICT)サービス分野において、日本政府は、日本企業の海外展開を支援するためには、各国における規制の透明性、オープンなネットワークの維持、国境を越えた自由な情報流通の確保等の環境整備が必要不可欠である。

このため、日本では、「日米経済調和対話」の枠組みにおいて、米国との間で、規制の透明性の確保をはじめ、ICT サービス分野における貿易の促進に係る考え方を共有し、共同して他国にその内容を働きかけるべく、ICT サービスに関する日米通商原則を検討し、2012年1月27日に、米国との間で当該原則の策定に至った。

また、現在、日本は、スイスとの間での原則の策定に向けて交渉を進めているところである。加えて、日本は、EPA・FTAの電子商取引等に原則の考え方を反映させるように努めているところ。

今後の見通し

スイスとの間の原則策定に向けて引き続き交渉を行うとともに、WTO や EPA・FTA 交渉等を通じ、第3国に対して原則導入に向けた働きかけを行う。

3. 信頼された・安全なオンライン環境の構築(WP-C/#03/EJ to EJ)

BRT の提言

(1)両当局は、サイバーセキュリティに対する EU/日本政府間の情報共有の仕組みを構築すべきである。

- 1) サイバー攻撃情報の閉じられた組織や企業内での共有の仕組みの検討
- 2) サイバー攻撃に対して国を超えて調査できる仕組みの検討
- 3) サイバー攻撃情報に関する企業から政府への報告手続きの検討(サイバー攻撃を受けた企業が政府に対し被害状況を報告した場合、開示情報に個人情報が含まれていても訴訟の対象とはならない等)

(2)サイバー攻撃に対する、両国間の防衛部門が参加する模擬演習などの合同訓練の仕組みの検討

(3)国と防衛産業を含む安全なネットワークの構築

(4)サイバー攻撃に対する即時対応や予測に向けた技術開発の実施

< 背景 >

政府や企業に対するサイバー攻撃は近年増加している。この高度に連結したデジタル世界においては、脅威は世界中のどこからでも訪れる。特に特定な組織を狙った組織化された攻撃・妨害は一企業が対応できるレベルを超えており、この深刻な問題に対処する為には官民の緊密な協力が求められている。社会や産業によるインターネット環境への信頼を強化することは、経済成長や雇用創出につながる ICT を活用する新しいサービスやビジネスを作り出す上で基本的な柱である。

現在までの取り組み

インターネット上での情報の自由な流通の確保や増大するサイバー攻撃による社会経済活動等への影響に対応する上での情報セキュリティの確保等が重要であるとの認識の下、2012年5月の総務省と欧州委員会との「今後の包括的な ICT(情報通信技術)協力に関する共同声明」において開催が合意された日EUインターネット・セキュリティフォーラム(2012年11月)等の開催を通じて情報セキュリティを含めたサイバー分野に関する協力体制の構築に向けた議論を行った。

今後の見通し

「情報セキュリティ 2012」(2012年7月4日情報セキュリティ政策会議決定)等に基づき、安全で信頼できるサイバー空間を確保することなどを基本方針とし、引き続き、会合の開催等を通じて同分野における日EU間での連携の継続・具体的取組等について検討していく。

4. ICTにより支えられた堅牢な重要インフラの構築(WP-C/#04/EJ to EJ)

BRTの提言

両当局はベストプラクティスを共有し、研究開発用に資金を割り当て、民間部門が通信ネットワークやデータセンター等を含むICTにより支えられた堅牢でレジリエントなインフラを構築するインセンティブを与えることが推奨される。

< 背景 >

2011年3月11日の東日本大震災の経験において、ソーシャルメディアなど非常時に置ける通信ツールとしてICTは有効であることが判明した。その一方、いくつかの通信ネットワークが深刻な被害を受け、輻輳や電源供給の消失から固定や携帯通信サービスの提供が影響を受けた。重要インフラ、たとえばエネルギー、交通、水道などはICTによって支えられている。他の重要インフラの能力は接続性に依存しているため、堅牢で信頼性のある通信部門は特に重要である。接続性を確保することは、自然災害の被害を軽減させるために必要不可欠となっている。

現在までの取り組み

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)では、東日本大震災が重要インフラの情報システムの安定運用に及ぼした影響及び重要インフラサービスに波及した状況を把握し、情報システムの安定運用の視点で重要インフラの安全基準やBCPに盛り込むべき課題を抽出するため、「東日本大震災における重要インフラの情報システムに係る対応状況等に関する調査」を実施した。

同調査報告書には、非常時における情報システム、情報伝達の在り方等について、政府関係機関や重要インフラ事業者が取り組むべき対策と課題が示され、大規模な被害の発生に対応可能な重要インフラの基盤強化に向けた取組を着実に進めているところである。

今後の見通し

2012年4月に改定した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」に基づき、安全基準等の整備及び浸透、情報共有体制の強化等の施策を推進する。

特に、東日本大震災において重要インフラ分野に生じた複合的な障害における教訓や前記調査結果等を踏まえ、事業継続計画(BCP)において情報セキュリティ上のリスクを十分想定し得るよう「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針(第3版)」の内容を充実させる。

5. 次世代ブロードバンドネットワークの構築(WP-C/#05/EJ to EJ)

BRT の提言

(1) 規制は、投資家に対して必要となる法的な確実性を提供すべきである。それぞれの技術は自らのメリットにより進化することが可能であるべきであり、イノベーションや投資に対する判断は技術に対する規範的な規制により阻害されるべきでない。

(2) 両政府は、民間部門での投資による展開が困難な地域に対しては、高速の固定・モバイルブロードバンドサービスの提供を奨励するために、産業界に必要な刺激策を提供すべきである。(人口が少ない地域など)

(3) ICTの利用を促進するために、両政府は教育、ヘルスケア、その他政府サービスを奨励することで次世代ブロードバンドネットワークの社会的恩恵を高めるべきである。

(4) 最も効率の良い周波数利用を可能にするために、モバイルブロードバンド向けにより幅広い周波数を開放すべきである。更に日本と欧州政府は、規模の経済を確保し消費者向けのサービス価格を低下させるために周波数利用の和に向け努力すべきである。

< 背景 >

BRT は、欧州において高速・超高速のブロードバンドネットワークを提供させるデジタル・アジェンダを歓迎する。アジェンダに掲げられた目標を達成するために、投資とイノベーションに対する適切な規制環境が非常に重要である。

高速ブロードバンドネットワークは、未来の情報社会を実現するための、ほとんど他の全てのサービスやアプリケーションに必要とされる基本的な基盤インフラストラクチャーを提供する。学術研究や経験的証拠は、信頼性の高いブロードバンドインフラの普及が生産性を向上させ、イノベーションを刺激し、成長を加速させ、雇用を創出することを示している。

高いパフォーマンスの固定・携帯通信インフラは、現代の知識経済のグローバル競争において決定的な要因になる。社会的開発や将来の成長と雇用はイノベーションと投資に好ましい規制枠組みを提供する能力に大きく依存している。

加入者密度や需要は、地域や時間の経過により変わるため、異なる技術やトポロジーは、異なるシナリオ向けに最も適している。そのため、いかなる規制においても技術に対する中立性の原則は重要である。次世代モバイルブロードバンドに対するイノベーションや投資は前述した政策目的にとって、益々重要になってきている。

現在までの取り組み

(1) 総務省においては、これまでも情報通信産業における規制の見直しを行う際には、事前に原則公開の審議会等を開催し、パブリックコメント等の手続を経て、その透明性や公平性の確保

に努めているところである。また、規制に当たっては様々な技術の別に関係なく中立的であるように努めており、事業者が個々の経営判断の下、様々なサービスを展開可能な競争環境の維持に常に取り組んでいるところである。

- (2) なお、前記のとおり、情報通信産業は原則民間主導で発展すべき分野であるが、総務省は、条件不利地域等の民間による投資が困難な地域に対しては、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する地方公共団体に対して、事業費の一部を支援しているところ。
- (3) 総務省では、2010年から文部科学省と連携し、教育分野におけるICTの利活用を促進するため、タブレットPCやインタラクティブ・ホワイト・ボード等を使ったネットワーク環境を構築し、学校現場におけるICT面を中心とした課題の実証研究(フューチャースクール推進事業)を行っている。また、総務省は、医療分野について、2008年から厚生労働省等と連携し、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理することを可能とし、地域の保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性のある医療サービスの提供を実現する医療情報連携の仕組み(Electronic Health Record)の確立に向けた実証を行っている。
- (4) モバイルブロードバンド実現に向けた環境整備のため、総務省は、新たに携帯電話用周波数を確保することとし、2012年3月には欧州とも協調のとれた900MHz帯の周波数を確保し、携帯電話事業者に割り当てたところ。

今後の見通し

- (1)(2) 総務省としては、今後も規制の透明性・公平性確保と技術中立的な規制に基づく競争環境の維持に努めるとともに、ブロードバンド基盤の整備を継続していく。
- (3) 総務省では、今後とも、関係省庁との連携の下、上述の実証を着実に実施していくことで、ICT利活用の推進に取り組んでいく。
- (4) 2012年1月、国際電気通信連合無線通信総会(ITU RA-12)において、第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)の国際標準化が完了したところであり、この円滑な導入に向けて、既存無線システムの周波数移行に取り組む。さらに、総務省は、2015年開催の世界無線通信会議(WRC-15)に向け、第4世代移動通信システム等への周波数の追加分配に関して、欧州とも調整を図りながら、更なる周波数の確保に取り組む。

6. 社会問題解決に向けたICT利活用に対する継続的努力(WP-C/#06/EJ to EJ)

BRTの提言

BRTは公共部門におけるICT推進の継続的な取り組みを提言する。両当局は、革新的なICT実証プロジェクトへの予算割当てによりヘルスケア、教育、エネルギー、自動車といった他の産業とICT産業の融合を促進させるべきである。このことは、ICT産業にとって新しい成長サービス部門を創出する。また法や規制が、先進的なICT活用を妨げる分野においては規制緩和をすべきである。

<背景>

次世代ブロードバンドネットワークの恩恵を最大化するために、公共部門はICTプロジェクトの利用を推進しなければならない。公共部門は民間部門に比べて、ICTの利活用に大きな可能性がある。

これらのICT利活用は、新しいサービスを創出し、公共サービス提供の効率を向上させ、我々が直面する複雑な社会課題解決に寄与する。

現在までの取り組み

2011年8月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)は、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針を決定した。関係府省は、本対処方針に沿って、規制や制度の見直しを進めており、2012年7月には、同本部にて、進捗状況のフォローアップを行った。

また、ビッグデータの利活用や情報通信技術を活用した異分野融合等を進めるため、関係省庁において、各種の実証研究や制度的課題について検討等を行っている。

今後の見通し

情報通信技術利活用のための規制・制度改革の進捗状況は、IT戦略本部企画委員会(座長:科学技術政策担当大臣)を中心に継続的にフォローアップされ、IT戦略本部に報告される。

また、実証研究や制度的課題の検討を継続する。

7. クラウドコンピューティング時代における個人データ保護とイノベーションに対するバランスの取れた取り組み (WP-C/#07/EJ to EJ)

BRT の提言

(1) BRT は欧州委員会が、EU においてより高いレベルのデータ保護の調和を目的に、規則という法的手段を提案していることを歓迎する。このことは、ヨーロッパをまたがる革新的なオンラインサービス提供を促すことになる。また BRT は、提案において加盟国における一貫した実施を確実にするために、一貫性メカニズムを含めたことや拘束企業規則 (BCR) を法的に明示したことを歓迎する。

(2) しかし、現在の提案は産業界にとって実施が難しく、管理上の負担を増加させる条項を含んでいる。欧州委員会は、イノベーションとプライバシー保護を確保した実質的な実施について世界の産業界と協議をすることが求められている。このことは最終的に欧州の消費者に対して恩恵をもたらす。個人データの定義、同意、データポータビリティ、忘れられる権利、データ侵害の通知手続き、課徴金の方法に関して更なる説明が求められている。最大で業の全世界の 2% の売上に達する制裁金の導入は、違反の重要性に比較して過大である。また BCR の更なる簡素化も考慮されるべきである。

(3) 日本政府は、消費者委員会において個人情報保護法を見直している。両政府は、緊密に協議し、日 EU 間の国際的なデータ移転の制度は、企業にとってより好ましい環境を作るために簡素化されるべきである。両国政府は、EU から日本へのデータ移転を可能にするために実行可能な限り最速で、妥当性手段を見出す取り組みを開始すべきである。

(4) 両当局は、クラウドコンピューティングの活用を妨げている規則を見直すべきである。また規制を見直す際には、ビッグデータの適切な活用も考慮すべきである。

(5) プライバシー、サイバー攻撃に対する情報セキュリティ、データ保護、情報の自由な流通のバランスを取りつつ、クラウドコンピューティングに関する規則を調和させ、越境取引及び EU 域内及び日本との国際的なデータ移転を加速させるために、日欧当局はクラウドコンピューティングに関する対話を開始すべきである。

<背景>

欧州委員会は、2012 年 1 月 25 日に一般データ保護規則を提案した。これは 95/46/EC 指令後のデータ保護枠組みの本格的な改定である。

現在までの取り組み

- BCRに関し、APEC 閣僚共同声明に「EU・BCRとAPEC・CBPR間の同質性及び潜在的な相互運用可能性の課題に関する議論を通じたものを含む CBPR の実施に期待する。」旨が記された。
- 消費者委員会個人情報保護専門調査会は2011年7月に「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」を公表し、「第2の4 国際的な整合性」の項目において、「個人情報保護制度の国際的な整合性については、我が国の法制度に対する国際社会の理解を求めていくとともに、国外で活動する事業者等のニーズも踏まえつつ、協調の在り方を検討する必要がある。」との検討課題を挙げている。
- 総務省は、クラウドコンピューティングに関しては、2010年5月にとりまとめた「スマート・クラウド戦略」に基づき、安心・安全にクラウドサービスを利用するための環境整備などに取り組んでいる。また、情報通信審議会の「基本戦略ボード」の下にアドホックグループを設け、ビッグデータの活用に関する現状・動向、課題・将来像を取りまとめたところ(2012年5月)。さらに、国際的にも調和の取れたプライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通の促進に向けた方策について検討するため、2012年10月に「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を設置した。
- 経済産業省は、2010年8月に「クラウドコンピューティングが牽引する日本経済の成長戦略」を打ち出し、イノベーション創出と省エネルギーの促進による我が国産業の競争力強化の原動力として、安全・安心なクラウドコンピューティングを推進すべく、クラウドサービス品質の透明化、高信頼・省エネ型技術の開発やプライバシーに配慮した匿名化技術の開発等、制度整備、基盤整備を進めているところ。また、大量かつ多様なデータを活用して産業創出に繋げるため、経済産業省は、データ利活用に関する横断的課題を検討するワーキンググループ、具体的なプロジェクト組成を通じ課題抽出を行うプロジェクトグループからなる「IT融合フォーラム」を設置した。ワーキンググループでは、経済産業省は、パーソナルデータの取得に当たっての同意の取り方、消費者と事業者との信頼関係構築の在り方等のプライバシーに関する諸課題の解決策について検討を行う「IT融合フォーラムパーソナルデータWG」等を設置し検討を実施している。プロジェクトグループでは、特定のデータを基に、新事業の創出に向けた議論を行うことで、具体的な課題を抽出し、ワーキンググループと連携させることで、課題解決につなげる。また、経済産業省は、データを活用した新産業の創出に必要なセンサー、システム等の開発及び実証について、予算措置による支援を実施している。
- 2012年4月には、東京において技術セミナーを開催し、日EUそれぞれの政策動向、産業界での取組動向等についての情報交換・意見交換を行った。さらに、第19回日EU・ICT政策対話において、クラウドコンピューティングを議題として取り上げた(2012年11月東京)。また、同対話において、日本政府は、スマートフォンにおける利用者情報の取扱い等 ICT サービスにおける利用者情報・プライバシーについても、「スマートフォン プライバシー イニシアティブー利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション」(2012年8月公表)を紹介するなど、日EU双方の政策動向やベストプラクティスの共有や情報交換・意見交換を行った。

今後の見通し

- 経済産業省主催で、EU 司法総局の担当者を招いた、EU データ保護規則(案)に関する APEC のセミナーを行う。
- 消費者委員会個人情報保護専門調査会においては、法改正も視野に入れた問題点についての審議が行われ上記「報告書」が消費者委員会に提出されており、消費者委員会は同報告書中の検討課題については何れも重要な課題であり、引き続き検討を進める必要があると認識していると述べている。政府としては今後も消費者委員会の審議を踏まえて対応を行う。
- また、引き続き、「スマート・クラウド戦略」に基づき、クラウドコンピューティング環境を活用するアプリケーション利用を促進すべく取組を実施していく。なお、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」については、2013 年 7 月を目途に一定の取りまとめを行う予定である。
- 「IT融合フォーラムパーソナルデータWG」においては、2012 年 3 月を目途に、パーソナルデータの収集段階における同意の取り方、信頼関係構築の在り方についてとりまとめる。
- さらに、2012 年 11 月に行われた日 EU・ICT 政策対話においては、クラウドコンピューティングサービスを推進するために情報共有等を継続していくことで一致したところである。

8. 情報技術協定 (ITA) の拡大 (WP-C/#08/EJ to EJ)

BRT の提言

両政府は、現在既に非関税のステータスを持つ製品に加え、追加の電機製品が非関税のステータスを与えられるように、現在の ITA を最も早い機会に見直すべきである。

ITA 対象製品の範囲は、現在および将来の革新的技術発展が製品分類において不確実性をもたらさないように、少なくともチャプター84、85、90 の大部分を含め、可能な限りの幅広い拡大が必要とされている。

(1) 課税として再分類された新しい複合技術を用いた ITA 製品の問題に対処するために、EU は WTO のパネルにおける ITA に関する紛争処理の履行を完了すべきである。

(2) ITA により多くの国々による参加を奨励することで、ITA の地理的範囲を拡大すべきである。加盟は効率性と生産性を高め、投資環境を改善し、デジタルデバイド解消を助け、よりエネルギー効率が高く、環境に優しい社会に向けた動きを実現させる為の方法として推進されるべきである。

(3) ITA が最新の状態に保たれ技術の進展が反映されるように効率的な仕組みの構築が必要である。(たとえば産業界が政府に対して、最新の技術に関し定期的に説明するフォーラムなど)

<背景>

情報技術協定 (ITA) に基づく非関税ステータスの拡大により、生産性、イノベーション、雇用創出、競争力改善の推進力としての主要な産業部門の発展及び事実上全ての他の産業や公共サービスでの品質向上により日本と欧州は恩恵を得る。

ITA 拡大は、全ての電子機器部門の貿易を加速させ、製品分類に関する不確実性を取り除き、新しく開発された製品が ITA の範囲に収まることから同部門における技術の発展が反映されることを確かなものにする。多くの非加盟国においては、IT 製品の輸入に対して、高関税を課し、多くの非関税障壁を設けている。非関税障壁の除去と防止は、日本と EU の電子機器産業にとって最も重要なことである。ITA における製品範囲の拡大や加盟国の増加などの前向きな進展は非関税障壁が適切に処理されなければ、他あるいは将来の ITA 加盟国における公平な環境を悪化させる結果になる。不幸なことに関税の撤廃の後に非関税障壁の利用は増加する。

ITA 対象製品が有税として扱われていることが世界で懸念されている。実際に、新たな融合技術を用いたいくつかの製品はゼロ関税のステータスを失っている。

APEC 首脳は 2011 年 11 月 12 日、13 日に米国ハワイ・ホノルル市で開催された APEC 首脳会合において、ITA が APEC エコノミーの貿易投資の促進とイノベーションの推進に果たした貢献を強化するために、ITA の製品分野拡大及びメンバーシップを拡大するための交渉の着手に、APEC が指導的な役割を果たすことを合意した。

現在までの取り組み

ITA拡大については、2012年5月のITA15周年シンポジウムにおける世界の産業界からの強い後押しと、その翌日のITA委員会における日本や他の主要国によるITA拡大交渉の開始提案に対する多くの国の支持を受け、実質的に交渉を開始した。5月のITA委員会以降現在まで月1回ペースで関心国による技術会合が開催され、ITA拡大対象品目についての議論が行われており、参加国は増大している。

EUのITAに関するパネル履行については、日本政府は、米国及び台湾とともに、デジタル複合機、フラットパネルディスプレイ、セット・トップ・ボックスに関するEUによる関税上の取扱いについて、WTO紛争解決手続きに基づきパネルの設置を要請した。パネルによる審議を経て2010年9月に共同申立国側の主張を認めるパネル報告書が採択され、EUは、2011年6月末までに、パネル報告書に基づく履行措置を執ることとなったが、一部の製品については依然として課税が行われている。日本政府は、現在、EUにおいてIT製品が実際に適切な関税上の取扱いを受けているかを注視している。

今後の見通し

ITA拡大については、今後も拡大対象品目に関する技術会合を可能な限り開催し、2013年前半の早期妥結を目指す。また、ITAへの新規参加国についても働きかけを行っていく。

日本政府は、EUが、パネル報告書における判断に基づき、フラットパネルディスプレイに関する適切な関税上の取扱いを行うよう働きかけを行う。また、日本政府は、各国がITA製品について適切な関税上の取扱いを行うよう、WTO・ITA委員会等様々な機会を通じて働きかけを行っていく。

9. EUと日本におけるM2M通信とITSの調和(WP-C/#10/EJ to EJ)

BRT の提言

両当局は、技術仕様の標準化を含む M2M 通信と ITS に関する国際的調和について協力して主導すべきである。

<背景>

世界はすでに高度に繋がっており、今後さらに繋がれていく。今日、世界中で約 60 億の携帯加入者がいる。あらゆる種類のデバイスが接続されると、地球の人口以上のモバイル加入数が地球上に存在することになる。今後 10 年間で接続されるデバイスの数は 10 倍になると見込まれている。長年接続されたデバイス向けのソリューションは存在している。しかし我々は M2M サービスにおける急成長とコンシューマー機器の接続の新しい段階に入りつつある。接続されたデバイスのコストは低下しており、個人、企業、社会一般の接続の価値は増加している。

M2M 通信は、スマートシティ、スマートグリッド、e-ヘルスなどといった分野において付加価値を増やし、生産性を向上させ、広い分野の産業やビジネスプロセスのコストを低減させる益々魅力的な方法を提供している。

ITS は高度道路交通システムの略であり、情報通信技術と輸送インフラ、車両、ユーザーが統合されたものである。ITS の全体の目的は、安全性を向上させ、効率性を増加させ、交通システムの影響を低減させることである。モバイルネットワーク技術は、魅力的な規模の経済性と迅速な敷設により、重要な ITS アプリケーションを実現可能にするものである。

現在までの取り組み

総務省では、2012 年より機械同士の通信の最適制御技術の確立と通信規格の国際標準化を目指して「モノのインターネット」時代の通信規格の開発・実証」事業を開始した。

ITS に関しては、総務省では 79GHz 帯高分解能レーダーで使用する周波数の拡張などの標準化活動を欧州と連携し進めている。

今後の見通し

総務省では、「モノのインターネット」時代の通信規格の開発・実証」事業において、機械同士の通信の最適制御技術の開発・実証や通信規格の国際標準化に引き続き取り組む。

ITS に関しては、2015 年に開催される予定の WRC-15 での議決を目指し、引き続き 79GHz 帯高分解能レーダー用の周波数拡張などの標準化活動を欧州と連携して進める。

10. 21世紀の社会問題に向けたEUと日本の協力の強化(WP-C/#13/EJ to EJ)

(1) フラッグシップ実証実験の支援

BRT の提言

BRT は、規制緩和や中小企業向けの投資を簡素化し、EU と日本の産業界の知見を取り入れることを通じて、双方の当局は共通の社会的課題に対する革新的なソリューションおよびフラッグシップ実証実験の実施を支援することを提言する。

現在までの取り組み

2013 年 1 月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済政策」(http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2013/0111_01taisaku.pdf)には以下の様に明記されている。

日本経済のダイナミズムを復活させ、財政、税制、規制改革、金融政策などのツールを駆使し、先端設備投資や革新的研究開発などの民間投資を喚起し持続的な成長を通じてとみを創出するため、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指すと同時に、海外投資収益の国内還元を日本の成長に結びつける国際戦略を進め、「貿易立国」と「産業技術立国」の双方型エンジンが互いに相乗効果を発揮する「ハイブリッド経済立国」を目指す。具体的には、民間投資やイノベーション促進、日本企業の海外展開支援、それらによる新市場の開拓と雇用創出の拡大を図る。

また、人材育成の強化や若者雇用の拡大、再チャレンジを可能とする環境を整備するとともに、中小企業・小規模事業者等の活性化、農林水産業や観光の振興等による地域の活性化に取り組む。さらに潜在力の高い成長分野を中心に大胆な規制改革・制度改革を実現するため、体制を整備する。加えて、金融資本市場を活性化させるとともに、持続的な成長に資する分野に対し、政策金融などによるリスクマネーを呼び水として供給し、民間投資を活発化させる。（「日本経済再生に向けた緊急経済対策」P2～3より抜粋）

今後の見通し

日本政府は、緊急経済対策の実行に向けた取組を進める。

(2) 日EUの共同R&Dプロジェクトの強化

BRT の提言

BRT は、日 EU の共同 R&D プロジェクトの更なる強化を提言する。このようなプロジェクトにおいては、国際標準化に向けた活動に対して特に注意を払うべきである。

現在までの取り組み

日本とEUは、2011年6月に開催された第1回日EU科学技術協力合同委員会及び各分野での協議等を経て、2012年7月に「希少元素代替材料」、10月に「ICT分野」の共同研究課題の公募を開始した。また、日本は、EUの第7次枠組計画の下での国際協力活動プロジェクトの一つであり、日本と欧州諸国間の科学技術協力を効果的に推進することを目的とする CONCERT-Japan プロジェクトに参加し、2012年9月にはプロジェクトの一環として欧州11カ国14機関と、「災害に対する回復力」および「効果的なエネルギー貯蔵と配分」の2分野における共同研究課題の試験的共同公募を実施した。

今後の見通し

日本政府は、日EU科学技術協力協定発効後に新たに開始された共同研究の進捗状況をフォローしつつ、将来的に商業化が見込まれ得る案件を含め、国際標準化も考慮にいたった幅広い協力の可能性を追求していく。

日本政府は、2013年前半に第2回日EU科学技術協力合同委員会を開催する方向で調整中。

(3)イノベーションに対する戦略的な予算割り当て

BRT の提言

EU と加盟国、日本は、イノベーションに対する投資、特に科学技術、エンジニアリング、数学の教育、科学技術分野での有能な人材の育成、研究開発国立研究所や大学における研究開発インフラに対して、継続して戦略的に予算割り当てをすべきである。産業界との強い関係によりこの投資を活用すべきである。

現在までの取り組み

日本政府は、科学技術イノベーション政策を国家戦略の根幹に位置付け、これを政府全体で推進しているところであり、総合科学技術会議が 2012 年 7 月に決定した「2013 年度科学技術に関する予算等の資源配分方針」においても、「我が国が直面する重要課題への対応」とイノベーションの基盤を成す「基礎研究と人材育成の強化」を車の両輪として推進していくこととしている。また、特にこのうち、総合科学技術会議は、我が国が直面する重要課題への対応については、総合科学技術会議として最優先で進めるべき施策の方向性を示した科学技術重要施策アクションプラン (AP) を策定し科学技術関係予算の重点化を図っている。

今後の見通し

日本政府は、今後とも AP 等のツールを活用して、科学技術イノベーション政策の推進に必要な予算が戦略的に配分されるよう取り組んでいく。

(4) 研究開発に対する税額控除

BRT の提言

研究開発に対する税額控除は、民間部門の研究開発投資を奨励させるために拡大されるべきである。

現在までの取り組み

日本政府は、平成 24 年度税制改正にて、研究開発税制の上乗せ措置(試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度)の適用期限を、2 年延長した。

今後の見通し

日本政府は、平成 25 年度政府税制改正大綱(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定)にて、以下の 2 点の拡充を決定。

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、2 年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税額の 30%(現行 20%)に上げる。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える。

11. 日欧の地域クラスターのビジネス協力(WP-C/#14/EJ to EJ)

BRT の提言

欧州と日本の地域クラスター間でのビジネス協力を強化すべきである。特に EU と日本の当局は、クラスター協力をさらに進めるために、日欧産業協力センターと欧州クラスター・コラボレーション・プラットフォームを支援すべきである。

(1) 中小企業の国際化や国際競争力を支援するために、特にクラスターの協力が強い影響を与える新興産業においてクラスターを戦略的に活用すべきである。

(2) EU と日本の当局は、具体的なアクションにより集中することで EU と日本のクラスター間の協力を強化すべきである。特に、両当局は双方で関心のある戦略分野における EU と日本のクラスター間のマッチングイベント開催を支援し、促進すべきである。

<背景>

クラスターは、地域レベルでイノベーションを育み、生産性を増強し、学界と産業界の協力を強化し、中小企業の国際化を促進させることで、豊かなビジネス環境を作り出す。日本と EU 諸国は多くのクラスターを有し、その内いくつかは世界レベルで、イノベーション主導型であり、グローバル市場において競争力を有し、国際的な協力に対し開かれている。両地域から、クラスター間での協力強化に対する産業界の関心が高まり、協力の範囲は拡大されている。

制度化され、持続可能なアプローチを促進させるために、欧州クラスター協働プラットフォームと東京とブラッセルにある日欧産業協力センターは MOU を締結した。この MOU のおかげで、日本のクラスターはこのプラットフォームを用いて、EU 諸国のパートナーを見つけ、機会を見出し、企業の訪問制度や共同 R&I プロジェクトを開始することが可能になっている。

現在までの取り組み

産業クラスター政策は、2001 年度から我が国産業の国際競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に資するため、全国各地に企業、大学等が産学官連携、産産・異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用によって、地域を中心として新産業・新事業が創出される状態の形成を推進してきた。

現在、民間や自治体等が中心となった地域主導型のクラスターとして活動が進められている。

2012 年 11 月に欧州委員会企業・産業総局、日欧産業協力センター等の主催により東京で開催された「欧州グリーン・マテリアル・クラスターミッション」の公開セッションで、日 EU 等海外のクラスター機関との連携の大切さが共有されるとともに、その後の事務レベル意見交換において、特に再生可能エネルギーやライフサイエンス、機能性食品の分野において、日 EU 間のビジネスレベルでのクラスター連携方策の検討を継続的に行うことの大切さを確認した。

今後の見通し

日本と EU 諸国のクラスター間の連携により、ビジネスレベルの国際的な交流・協力がより一層進むことが期待されている。

12. 航空分野における政府主導の協力(WP-C/#15/EJ to EJ)

BRT の提言

日 EU 両当局は、政府財源による刺激策により、航空分野の産業協力を顕著な規模にのせるため、改善が図られるよう行動すべきである。

<背景>

欧州航空産業は長きにわたり、世界市場で主要なサプライヤーとしての位置付けを担っている。日本にも多くの先端技術があるが、何れも新規参入者からの挑戦にさらされてきている。日欧が技術的優位性と競争力を維持するには、また厳しい予算という現実を克服するには、共に技術開発・プロジェクト進捗を行なうことが必要である。ヘリコプター・航空エンジン分野の協力は既に存在するが、はるかに大きな潜在性があるものと思われる。より一層の政府主導による協力が日欧双方にもたらす効果は計りしれない。

民間旅客機分野では EU と日本の協力は 2000 年代初頭から存在し、A380 の関連で現在は日本から 21 社が参画している。日本は欧州との協業でエアロストラクチャ分野で多く失注例がある一方で、エンジン関係はカーボンファイバー素材の提供の切り口から成功例が存在する。但し近年の他諸国での技術及び能力の革新は顕著で、価格競争力が主要な決定要因となっている。ユーロと円の双方が対米ドルに対して強くなっていることが、日欧協業を遠ざけている。日欧の更なる協業のためには、日本が域内サプライチェーンの改善を図り競争力の向上をめざすこともひとつの可能性ある方策である。

現在までの取り組み

(1) 2005 年 6 月、(社)日本航空宇宙工業会(SJAC)とフランス航空宇宙工業会(GIFAS)は、超音速旅客機(SST)に関する共同研究の実施について合意。2008 年 7 月には、3 年間の期間延長に合意。2011 年 6 月には、さらに3年間の期間延長に合意。日本側は、(財)日本航空機開発協会(JADC)、超音速輸送機用推進システム技術研究組合(ESPR)、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、フランス側は、EADS、スネクマ社、フランス航空宇宙研究所(ONERA)が参画。

(2) 2006 年 7 月、経済産業省の材料関連基盤技術開発において中心的な役割を果たしている(財)次世代金属・複合材料研究開発協会(RIMCOF)とエアバス社は、航空機の構造健全性診断技術(SHM: Structural Health Monitoring)の共同研究について合意し、2012 年まで実施。現在、3 年間の期間延長に向けて作業中。

(3) 2008 年 12 月、日本の革新技術が航空機に使われることを促進するため、革新技術を有する企業等とエアバスとの間で、航空機革新技術ワークショップを開催。

(4) 2009 年 11 月、航空宇宙産業分野における日欧研究・技術協力を推進するための官民ワークショップを開催。2010 年 12 月、経済産業省、欧州委員会が 2 度目のワークショップを開催(日本航空宇宙工業会、欧州航空宇宙防衛工業会が出席)。2012 年 6 月、経済産業省と欧州委員会は、航空分野における共同研究プロジェクトの公募を実施し、防水システム、エンジンの熱交換機、高速航空機の3テーマを採択し、2013 年 1 月より実施。

(5)2011年7月、日本航空宇宙工業会(SJAC)、欧州航空宇宙防衛工業会(ASD)は、機体、エンジン、装備品等の各分野における日本と欧州の中長期的な協力テーマの特定に向けた取組み(SUNJET)を開始。3回のワークショップを経て、2012年10月にロードマップを策定。

(6)(財)日本航空機エンジン開発協会(JAEC)、独MTU社等が共同でIAE(International Aero Engines)を設立し、航空機用エンジンV2500を共同開発、生産。また、ロールス・ロイス社の航空機エンジンTRENT1000及びTRENTXWBプロジェクトにも我が国企業が参加し、共同開発、生産。

(7)エアバス社の次世代超大型航空機A380の開発について、21社の日本企業が貨物室ドア、垂直尾翼、炭素繊維等で参画。

(8)2011年12月に「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話が発出された。

今後の見通し

近年、日本企業と欧州企業の協力が着実に進展していることは歓迎すべきことであり、そのような協力が今後更に発展することを期待。日本政府としても、引き続き日本の航空機産業と欧州を含めた諸外国の航空機産業との連携を支援してまいりたい。また、日本政府は、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」の発出に伴い、今後可能な協力について検討する。

13. 航空技術の環境面での問題(WP-C/#16/EJ to EJ)

BRT の提言

日欧両当局は広範で双務的な環境問題での協力関係構築を行うべきである。

<背景>

騒音から排出排気のあらゆる環境関連分野で、日欧が支援しているプログラムはそのほとんどが異なったプログラムである中、ワイドボディエンジン用の Trent family の分野で日英の協力の例が存する。日本の参画はゆっくりではあるが拡大しており、新たな形も追加されてきている。高速の航空技術分野でも限定的ではあるが、日仏の協業も確認することが出来る。あらゆる速度の航空機の速度に関するエコテクノロジーの分野は、今後日欧協業が大きく発展することが期待される分野である。

現在までの取り組み

- (1) 2005年6月、(社)日本航空宇宙工業会(SJAC)とフランス航空宇宙工業会(GIFAS)は、超音速旅客機(SST)に関する共同研究の実施について合意。2008年7月には、3年間の期間延長に合意。2011年6月には、さらに3年間の期間延長に合意。日本側は、(財)日本航空機開発協会(JADC)、超音速輸送機用推進システム技術研究組合(ESPR)、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、フランス側は、EADS、スネクマ社、フランス航空宇宙研究所(ONERA)が参画。将来の超音速旅客機の実現に必要な、複合材構造関連技術、エンジン騒音対策関連技術等について、分野ごとに共同研究を実施している。
- (2) 2012年6月、経済産業省と欧州委員会は、航空分野における共同研究プロジェクトの公募を実施。環境性能の高い熱交換機や、ゼロエミッションを念頭に置いた高速航空機を含むテーマを採択。また、2013年1月、経済産業省、欧州委員会は、他国政府とともに、環境性能と経済効率を両立する極超音速旅客機の飛行試験にかかる共同公募を実施。
- (3) ロールス・ロイス社の航空機エンジンTRENT1000プロジェクトに我が国企業が参加し、共同開発、生産。

今後の見通し

航空機技術に関する環境面での取り組みに関しては、日本の航空機産業の技術力・競争力を向上させる観点から、欧州を含めた諸外国との協力が重要である。日本政府としても、我が国航空機産業とEUを含めた諸外国の航空機産業との連携を支援してまいりたい。

14. 航空認定機関同士の協力(WP-C/#17/EJ to EJ、WP-A/#07/E to J)

BRT の提言

日欧の航空認定機関の協力は改善が必要である。特に EU と日本の協力は完全に双務的な関係に至る必要がある。関連書類での英語の使用が認められるべきである。

<背景>

各々の認定を相互に認め合う双務的合意が米国と日本の民間航空機関には存在する一方、欧州(EASA)と日本(JCAB)の間にはわずか一つのワーキングアレンジメントが存在するのみであり、現状の難しさを反映している。JCAB が欧州航空機の型式検定を有効とする作業は、長いプロセスである。特に、ヘリコプターが EASA 認定済みの場合にもかかわらず、新しいオプションが出て来た場合は自動的に認可されるどころかあらゆる技術書類への審査が必要となるのが実情である。このことはしばしば、日本への製品のデリバリーを遅らす原因となっており、厳しい納期要求から、公共入札において公正な競争から欧州の製造業者を排除する可能性がある。日本は Rotorcraft Flight Manual の翻訳を要求し、地場当局の承認を求め、おそらく世界で唯一の国であることは、ヘリコプター輸入への更なる障壁である。

昨今、MRJ など国内開発案件への対応のため、日本の民間向け型式検定機関は恒常的な業務高負荷状態にあり、欧州製品の耐空性の評価の顕著な遅れと高コスト化を招いている。

現在までの取り組み

日 EU 間の航空安全分野の更なる連携強化のため、2011 年 7 月の日 EU 運輸ハイレベル協議において、航空の安全に関する相互承認協定(BASA)の締結に向けた事前協議を開催することが国土交通省と欧州委員会との間で合意され、BASA の締結に向け、日 EU 間で調整が進められているところである。

航空機の型式証明については、国際民間航空機関(ICAO)の国際標準において、輸出国により証明がなされているものであっても、輸入国において十分な根拠をもって安全性の確認を行うことが求められている。欧州製航空機については、オプションの装備品も含め、日 EU の航空当局間のワーキングアレンジメントに従って型式証明の認証手続きを進めているところであり、欧州以外の輸出国当局との協定等に基づく認証手続き・基準において、何ら差は設けていない。

飛行規程には、航空機の運用限界や非常時の操作などが定められており、運航の安全を確保するために、操縦士が、あらゆる状況において飛行規程を容易かつ確実に理解することが重要である。飛行規程は航空機に附属する書類であることから、使用する運航者が特定されず、英語能力が担保されていない者にも適切に理解される必要がある。したがって、原則として和文の飛行規程の作成を求め、承認しているところである。また、英語以外の言語の飛行規程を作成している国もあると、一部の航空機製造者から聞いている。

MRJ を含む国産航空機の型式証明の審査について、従来より、輸入航空機の審査とは別に、専従の審査体制により対応しているところであり、輸入航空機に対する審査体制も強化しているところである。

今後の見通し

JCAB は、早期のBASA締結に向けて、引き続きEUに対し働きかけを継続する。

15. ヘリコプターのナビゲーション規則に関する協力(WP-C/#18/EJ to EJ、WP-A/#07/E to J)

BRT の提言

(WP-A/#07/E to J)

ヘリコプター用の低高度 IFR(計器飛行方式)ルート開発および衛星ナビゲーション規制に関し、両国間協力を高度化し質を高める。

<背景>

米国、EU、日本はそれぞれ、適切なレベルでの政府間の情報交換や基準作成作業を実施せず独自に規制およびインフラ整備を進めている。日本と欧州の領空は米国より類似する点が多いので、日本と欧州はより緊密に連携し取り組みを共有すべきである。欧州製ヘリコプターの多くが搭載するハードウェアは、低高度の IFR ルート飛行と衛星ナビゲーションを統括する地上インフラと連動しているが、各国間で(ソフトウェアの)基準および規制が相互に認証されていなければ役に立たないだろう。

(WP-C/#18/EJ to EJ)

ヘリコプターに対する低空 IFR ルートの開発及び衛星ベースのナビゲーション規則に関して、より高度で且つよりよい協力を日欧間で構築すること。

<背景>

米国、欧州、日本は十分なレベルの情報交換、標準化等を行わず、各々がそれぞれ規則や設備の構築を図っている。日欧間の相似性は日欧各々の対米相似性を上回るものであり、日欧間の足並みをそろえた活動が必要である。欧州製ヘリコプターの多くが低 IFR ルートと衛星ベースのナビゲーションを可能とする地上インフラとのインターフェースを有するハードウェアを装着している中、標準や規則の相互認証がなければその意味が失われてしまう。

現在までの取り組み

ヘリコプターを含む小型航空機用の低高度航空路の設定については、我が国の将来の航空交通システムに関する長期ビジョン(CARATS)に基づき、国内の産学官の関係者による協議会において運航者のニーズを踏まえつつ検討を進めているところである。

今後の見通し

CARATS と欧州の新世代 ATM システムに関する近代化プログラム(SESAR)は、これらの協調に向けた日EU間での技術協力を行うことについて覚書を締結し、協力枠組みを構築しているところ、当該枠組みを活用して低高度航空路の設定に関する日欧間での情報交換を行うことについて、EU 側へ相談することとしたい。

16. 民間向けの衛星技術(WP-C/#20/EJ to EJ)

BRT の提言

民間衛星技術分野に関し、将来の双方にとって利益となる協力課題の発掘のため、公式且つ永続的な対話スキームの構築が行えるように、日本及び欧州の宇宙関係当局(日本は閣僚レベル、欧州は欧州委員会、欧州宇宙機関、欧州各国家の宇宙機関)は仕組み作りを行うべきである。日本と EU 産業界の双方が特に関心がある分野は、先進的なブロードバンド技術やモバイル通信サービスを、他の応用例と共に自然災害に見舞われた住民の救援に適用することである。

<背景>

日欧は衛星技術に関して多くの補完関係、宇宙通信、放送、観測に関しては類似のニーズを有している。先端技術に関する議論と協力は EU-日本で共通の標準を促す動きに対して有効に働き、延いては双方の産業に対して利益をもたらす。

現在までの取り組み

特記事項なし。

今後の見通し

日本政府としては、EU から要望があれば、宇宙関係当局と協議したい。

17. 政府衛星の打ち上げの相互バックアップ(WP-C/#21/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU 当局は、全ての政府打ち上げに関する相互のバックアップの仕組みを、双方の衛星打ち上げ両当局の打ち上げ機を用いて構築すべきである。

<背景>

欧州の衛星打ち上げ機 Ariane5 と日本の H-IIA が、商用ベースの衛星打ち上げに関して相互バックアップに使われている。このことは、打ち上げ機の技術トラブルによる長期の打ち上げ遅れを減らしている。政府による打ち上げに対する同様なバックアップの仕組みに向けた日本の文部科学省と欧州宇宙機関による数年にわたる議論は成果となっていない。

現在までの取り組み

特記事項なし。

今後の見通し

日本政府としては、EU当局から要望があれば、協議したい。

18. 衛星ナビゲーションシステムに関する協力(WP-C/#22/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本の当局は、GALILEO と準天頂衛星システムの緊密な協力を構築すべきである。協力対象には周波数管理、ハンドセットの技術(レシーバチップ)開発、GNSS ミーティングにおけるサービス標準の制定が含まれる。更に GNSS ダウンストリームのアプリケーション開発協力についても協力を進めるべきである。

<背景>

EU の GALILEO も日本の準天頂衛星システムも近々実現される。商用サービスで相互に利益を得るためには大規模な意見交換が EU と日本の当局間で必要であり、協力には当局の奨励と促進への動きも不可欠である。GPS と異なり、日本も欧州も数の周波数を異なるサービスに使用する故に周波数管理が必要となる。これ以外にもジャミング対策及び、規模の経済から利益を被るためレシーバチップ技術開発も対象となる。

現在までの取り組み

2011 年 5 月の日 EU 定期首脳協議の共同プレス声明において、EU と日本は衛星測位に関する協力のための政府レベルの協力枠組を構築する可能性を追求することに一致。現在、具体的な枠組みの在り方について検討中。

今後の見通し

日本政府は、引き続き政府レベルの協力枠組を構築する可能性を追求する。当面は、EU との間で準天頂衛星と GALILEO 間の周波数調整が主なテーマとなるものと理解している。

19. 宇宙デブリの除去に関する協力(WP-C/#23/EJ to EJ)

BRT の提言

EU 及び日本当局は低・静止地球軌道からの宇宙デブリの除去について、世界的な努力を主導すべきである。短期的な双務協力にはデブリの除去に関する標準(またはコード)の定義、及び除去に貢献する技術開発を含むべきである。

<背景>

今日の宇宙の商用な活用に際して、宇宙のごみ問題は深刻な問題となっている。日本及び EU はその平和的なポリシー運用のおかげで宇宙のごみの除去標準(またはコード)の定義を行なう上で最適な位置を占めており、ごみを低・静止地球軌道から除去するグローバルな努力を主導し且つ管理を支援する立場にある。日欧双方の Space Situational Awareness Program 及び欧州委員会の Code of conduct 案は、これらの努力に対する基準及び出発点となる。

現在までの取り組み

2012年1月、玄葉外務大臣(当時)及び古川宇宙開発利用担当大臣(当時)は、EUが提案する「宇宙活動に関する国際行動規範」策定のイニシアティブを歓迎し、本件に関する国際的な議論に積極的に参加する用意を表明した。日本は、同行動規範が真に国際的なものとなるよう、多国間会合(同年6月)等での議論に積極的に参加するとともに、アジア地域諸国に対し、宇宙環境保全の重要性を訴えつつ、同規範の策定に向けた国際的な議論への参加を促した。

技術面では、JAXAは、4つの観点(観測、モデル化、防御、発生防止)からスペースデブリの総合的な研究を実施している。また、日本は、デブリ観測用に光学望遠鏡及びレーダーを保有している。

今後の見通し

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、日本は、国際的な規範づくりに引き続き積極的に参加し、国際的な貢献を行う。安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため、デブリとの衝突等から国際宇宙ステーション(ISS)、衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況監視(SSA)体制について検討を行う。国際的な連携を図りつつ、日本の強みを活かし、世界的に必要とされるデブリ除去技術等の開発を着実に実施する。

20. 機密情報の交換と保護(WP-C/#25/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と欧州各国は、製品拡販や共同開発に関連して政府と民間での機密情報の交換・保護に関する公式な合意を締結すべきである。

<背景>

欧州と日本の防衛産業は多くの面で補完的である、全ての面で協力することが許可されれば、共同で、双方にとって必要な高性能かつコスト効果の高い製品や技術を開発することが出来る。しかし開発されるべき技術や製品に関する機密情報を、欧州企業と日本企業は直接に交換できないため、このことはほとんど不可能である。

欧州政府と防衛企業は、機密情報や商業的に機微な情報を製品拡販、開発、製造の期間に提供することが出来る。同様のことが、武器輸出三原則が緩和された際には可能になる、そして欧州向けに製品を日本政府と日本の防衛企業が欧州の産業と共同開発し拡販することを可能にする。そのような機密・機微な情報は十分に保護されなければならない。

2011年10月にフランスと日本の当局において、機密情報を交換し保護する2国間協定が結ばれたという進展があった。

現在までの取り組み

防衛省の所管する秘密については、防衛大臣の定めた訓令等にもとづき、秘密の物件等の外部への伝達及び外部への委託等について必要な枠組みを設けている。

また、防衛省が所管する秘密を含め、日仏政府間で相互に提供される情報のうち、保護を必要とする情報を、国内法令の範囲内で適切に保護するための手続等を定めた日仏情報保護協定が2011年10月に締結された。

今後の見通し

特記事項なし。

21. 日本の武器輸出三原則の緩和化(WP-C/#26/EJ to J)

BRT の提言

武器輸出三原則の緩和の発表を厚く歓迎する。2011年12月27日の発表は、特定目的向けの一時的な例外ではなく、一連の明確なガイドラインにより強調されなければならない。ガイドラインは、2012年中に段階的に公表されるべきである。そのガイドラインは、米国に提供されるのと同様の機会を欧州にも与えるべきである。

<背景>

2011年12月27日に日本の内閣により、武器輸出三原則など武器の海外移転に関するガイドラインが公表された。

現在までの取り組み

2011年12月27日に発出された、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」に関する内閣官房長官談話は、厳格な管理が行われること等を前提に、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産を可能にした。

具体的に共同開発・生産を進める際は、日本政府と当該国との間で厳格な管理のための枠組みを設定した上で行われることとなる。枠組みの内容は、日本政府と当該国との間で調整することとなる。

今後の見通し

日本政府は、個別具体的な案件について、上記基準に従って検討を行っていく。

22. デモ用に輸入された防衛機器の再輸出の簡易化(WP-C/#27/EJ to J)

BRT の提言

日本の当局は、見本市や展示会などのフォーラムでのデモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出手続きを簡素化する手続きを取るべきである。

<背景>

防衛輸出規制は、外国企業が見本市、展示会やその他フォーラムでのデモンストレーション向けに輸出した防衛機材の再輸出を困難にしている。このことは、欧州企業による製品拡販を大幅に制限している。日本に輸入された防衛機材に対する特別の再輸出手続きにより、日本の調達関連省庁は利用可能な全ての選択肢をより良く把握することが可能になる。

現在までの取り組み

武器輸出三原則等は、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、日本政府として、この基本理念は堅持している。

デモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出手続きについても、外国為替及び外国貿易法や輸出貿易管理令に基づき、輸出許可の対象となり、輸出許可申請を必要としている。

今後の見通し

現時点の見通しとしては、デモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出についても、外国為替及び外国貿易法や輸出貿易管理令に基づき、今後とも輸出許可の対象とすることとなる。日本政府は、外国の団体に特別な手続きを求めているわけではない。

ワーキング・パーティーD：金融サービス、会計及び税制

1. 金融危機を受けた金融市場改革の進行(WP-D/#01/EJ to EJ)

BRT の提言

- ・金融セクターに対する規制は、経済に及ぼす広範な影響を考慮した上で課されるべきである。
- ・各々の管轄圏内における過度な制約や規制の重複は適切な監督や国際協調によって回避されるべきである。
- ・グローバルな規制を検討する場合、各々の国や地域の特性が考慮されるべきである。

< 背景 >

オーバービュー

世界経済の再活性化と信用回復が求められている。規制は経済に及ぼす広範な影響を考慮した上で設計・導入されるべきである。さもなければ、金融セクターの安全性は高まるものの、経済の回復を牽引する役割を十分果たすことが困難となりかねない。

効率的な金融システムを発展させ、経済の活性化に寄与するためには、優れた規制の構築に加えて、効果的な監督とコーディネーションが必要である。

この点に関し、各国における過度なリング・フェンス政策の進展が懸念される。“大きすぎて潰せない”金融機関の問題に対処するため、各国当局によるクロスボーダー破綻処理制度の整備とリカバリー&レゾリューション・プランの作成に向けた努力を評価する。これには、当局間のセンシティブかつ集中的な国際的調整と協力を必要とする。しかしながら、金融機関は、ホスト国におけるローカルなリング・フェンス政策の要請から、バーゼルⅢが求める水準以上の余剰流動性の積み上げを求められている。より配慮されたアプローチの調整が無ければ、一部のホスト国はリング・フェンス政策への選好を強め、金融機関に追加的な流動性の積み上げを求めることとなり、この結果、デレバレッジを促進し、これらホスト国を含めた実態経済に対してネガティブな影響を与えることが懸念される。

このような望ましくない結果を招かないよう、今日まで各国当局が効率的な国際的規制フレームワークとして整備してきた、ホーム国当局の主導による金融機関の連結規制監督を重視すべきである。

各国および各地域における特性の考慮

規制は、各々の国・地域、種々の金融機関が置かれている特有な環境を考慮し、ビジネス・モデルや時間軸の特性を考慮したものとなるべきである。金融機関の異なる経済活動および市場メカニズムは、新しい規制のレジームにおいて適切に反映されるべきである。

バーゼルⅢでは、銀行が金融機関の資本商品に投資を行う場合には、自己資本からの控除が行われる取扱いとなるが、金融機関間の資本の持ち合いが一般的に行なわれてきた国への適用は、資本保有制限の影響に鑑み、十分な猶予期間を確保するなど、慎重な対応が求められる。

金融規制当局が設計した、コンティンジェント・キャピタルやベイル・イン(金融機関の破綻時に、事前の取決めに基づき、債権者に確実に損失を負担させること)条項付き債務などの規制資本商品の活用は、市場のキャパシティを十分に考慮する必要がある。

FSB を中心としたシャドー・バンキング規制強化の動きは、意図せざる結果や規制アービトラージを招く恐れがないよう手当てすべきである。当局は、広範なシステミック・リスク規制という観点を離れ、追加的なルールが、現行の市場メカニズムや市場慣行に悪影響を与え、金融仲介業者の本来的役割やその他正当なビジネス活動を阻害することが無いよう、十分に配慮すべきである。

グローバルな金融セクター改革の努力が実を結ぶためには、グローバルに、マルチラテラルな議論を通じて、一貫性のある規制の構築と、市場参加者にとり公平な競争条件を確保した導入が必要である。とりわけ、個々の規制を複数導入した際の複合的な影響の出方、グローバルな経済回復に与える影響についても、十分考慮すべきである。

現在までの取り組み

日本においては、金融システムの強化を図る一方で、実体経済への影響についても十分に配慮することが重要との考えのもと、これまで国際的な議論に参画しており、そうした日本の主張はバーゼルⅢ等の合意にも反映されている。現在、日本はそうした国際的な合意の国内実施に係る取り組みを進めており、バーゼルⅢに関しては、2012年3月に銀行法に基づく告示等を改正し、バーゼルⅢに整合的な国内規制の整備を行った。また、FSB等における国際的な議論を踏まえ、関係当局間で協力しながら、日本は国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う金融機関の再建・処理計画(Recovery and Resolution Plans)の策定に向けた取り組みを引き続き進めている。

今後の見通し

日本としては、2012年11月4日、5日に行われたG20財務大臣・中央銀行総裁会議における合意等を踏まえつつ、金融危機の再発防止及び金融システムの一層の安定・強化に向け、各国当局と協調して引き続き取り組んでいく。例えば、シャドー・バンキングの規制・監視のあり方に関する検討等において、日本は、規制の裁定を防ぎつつ、各国の実態やリスクの度合いに応じた枠組みとなるよう、引き続き積極的に国際的な議論に参画していく予定。

2. 日本に向けた税制関連の提言 (WP-D/#10/EJ to J)

(1) 2012年度税制改正

BRT の提言

2012 年度税制改正において、利子控除を課税所得の 50%を上限とすることにあたり、下記の点を考慮すべきである。

- 日本人の源泉税に基づき、金利所得を除くこと。
- 課税分岐点 (threshold) を 3 億円へ増加させること。
- 非源泉利子および残枠に係る繰り延べの上限を撤廃すること。
- グローバル企業のグループ内金利の平均を超える金利徴収を摘発することに制限を設けること。

< 背景 >

2012 年の税制改正における新しい提案では、金利の控除を課税所得の 50%(金利・減耗分の調整後)を上限としている。このことは、外国投資家にとって自国と日本で金利の二重課税が課されることを意味し、日本への投資を減退させることになる。また、金融市場が混乱した際、日本地域でのリファイナンスにおいて厄介な事態が生じかねない。

現在までの取り組み

税制改正全般の日本政府の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の日本政府の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(2) 移転価格税制

BRT の提言

- OECD モデルのような国際的共通モデルに基づき、移転価格税制の見直しを行うこと。
- すべてのクロスボーダーの取引は移転価格の法制 (transfer pricing legislation) に基づいて処理されるべきであり、寄付に係る (relating to donations) 国内の法人税のルールに基づくべきではない。
- 監査評価のための移転価格の手法と事前価格合意 (Advance Pricing Agreement) で用いられる手法の一貫性を持たせること。

現在までの取り組み

- ① 日本政府においては、移転価格税制に係る法令はもちろん、法令解釈通達、事務運営指針に至るまで、すべてホームページ等において公表している。また、同税制の運用の更なる明確化を図り、納税者の予測可能性を高めるために、国税庁は、法令解釈通達や事務運営指針の整備・改正を数次にわたり行ってきており、その際には、パブリックコメントも行っている。
- ② 当該事務運営指針においては、従前より OECD 移転価格ガイドラインを参考にして調査又は事前確認審査を行うよう定めており、国税庁は、国際的なルールに基づいた移転価格税制の執行に努めている。

また、税制改正全般の日本政府の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

移転価格税制については、税務執行の透明化・円滑化の観点から、日本政府は、OECD ガイドラインを踏まえ、法令解釈通達や事務運営指針の一層の整備を行い、適用基準や執行方針の更なる明確化を図る予定である。

また、税制改正全般の日本政府の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(3) 税のルール・法のための申請書

BRT の提言

税のルールへの要望や関与にかかる権利を与えるため、税当局は税のルールと法のための申請書を受領、行程化すべきである。

現在までの取り組み

税制改正全般の日本政府の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の日本政府の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

ワーキング・パーティーE: エネルギー、環境・持続可能な発展

1. 世界的な安全基準構築に向けたリーダーシップの発揮(WP-E/#05/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は、原子力の安全基準を閣僚会議やIAEA等において明示して促進する役割を担い、原子力エネルギー全般に渡り協力を促進しなければならない。

現在までの取り組み

日本は、2011年3月に発生した東電福島第一原子力発電所事故から得られた知見と教訓を国際社会と共有することが我が国の責務と考え、国際的な原子力安全の強化に向けた国際場裏での議論を促している。2012年12月には、日本は、福島県郡山市において、「原子力安全に関する福島閣僚会議」をIAEAと共催し、事故から得られた更なる知見及び教訓を国際社会と共有し、更に透明性を高め、そして、原子力安全の強化に関する国際社会の様々な取組の進捗状況を議論した。

また、日本はIAEA原子力安全基準の再検討をはじめとする国際的な取組にも積極的に参画している。

今後の見通し

日本は、引き続き、原子力安全を不断に高めるために、東電福島第一原子力発電所事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達すること、そしてそこから得られる教訓を国際社会と共有することにより、国際場裏での議論を促すとともに、IAEA原子力安全基準の見直しをはじめとする国際的な取組にも積極的に参画する。

2. 高度な技術を有する独立した安全当局の創設 (WP-E/#06/EJ to EJ)

BRT の提言

日本とEU各国は、国内の高度な技術を有する原子力安全当局の維持とその独立性を確保しなければならない。

現在までの取り組み

日本政府は、原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、その改革を進めてきた。具体的には、日本政府は、「規制と利用の分離」及び関係業務の一元化の観点から、原子力安全・保安院を経済産業省から分離し、原子力安全委員会等を統合して、原子力規制委員会を設置した。このようにして、日本政府は、規制機関の独立性を確保するとともに、人材育成や安全規制の強化を通して規制の実効性を高めることとしている。

今後の見通し

日本政府は、2012年9月に原子力規制委員会が設置され、安全規制を強化することで、独立した体制下で、実効性のある安全規制を実施している。

3. 再生可能エネルギー分野での協力 (WP-E/#07/EJ to EJ)

BRT の提言

日本とEUは、風力、太陽光発電をはじめ、その他の低炭素技術である炭素回収・貯留 (CCS) 等の再生可能エネルギーの開発において協力しなければならない。

現在までの取り組み

日欧間の再生可能エネルギー協力に関しては、2011 年度より、日本とフランス、及び日本とスペインとの間で、これらの国における再生可能エネルギーを活用したスマートコミュニティ実証プロジェクトを開始している。日本はNEDOが中心となり、フランス、スペインからも政府がこれを支援している。

また、2011 年 5 月に NEDO と欧州委員会間で、日欧の研究機関が協力して集光型太陽電池の技術開発を行う枠組み (FP7も活用) が合意され、現在進行中。

CCSについて、経済産業省は、2012 年度より北海道苫小牧地点において、CCSの実用化に資する実証試験 (年間 10 万 t-CO₂ 規模) に必要な設備の設計・建設等を開始。

今後の見通し

フランスとスペインのスマートコミュニティ実証プロジェクトについては、引き続き、2015 年度まで継続することとなっている。

集光型太陽電池の技術開発協力については、2014 年度まで継続されることとなっている。

CCSについて、経済産業省は、引き続き2015年度まで、CCSの実用化に資する実証試験に必要な設備の設計・建設等を行う。

4. 研究開発施設への相互アクセス促進(WP-E/#08/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU は、互いの国・地域の共同研究開発活動又は独創的で資本集約的な 研究開発施設への相互アクセスを支援しなければならない。

現在までの取り組み

日本では、比類無い性能を有する最先端の研究施設について「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」(平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号)に基づき整備し、多様な分野の研究者間の共用を促進している。日本は、これらの施設について海外向けのアクセス情報を公開し、また、海外の研究者の申請も可能なシステムの構築を進めている。

共用開始後の 4 施設(SPring-8、SACL A、J-PARC、「京」)については、定期的な公募のほか、随時の利用相談の受付も実施している。

今後の見通し

2013 年前半に調整中の第2回科学技術協力合同委員会の開催に向け、日本政府は、第1回合同委員会での議論をフォローアップするとともに、2012 年に開始された共同研究の進捗状況をフォローしつつ、今後の協力の可能性を追求していく。

5. 原子力導入を計画している途上国との安全性と基準のベストプラクティス共有 (WP-E/#09/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、原子力エネルギーを代替エネルギーと位置付け相互に支援し、安全性と規制分野のベストプラクティスを相互及び第三国と共有しなければならない。EU と日本は原子力発電新興国への支援にあたり、二国間協力、地域的協力、国際機関を通じた協力等を組み合わせて効果的に進めるべきである。

現在までの取り組み

日本は原子力発電新興国へ東京電力福島第一原子力発電所事故の状況を伝達するとともに、得られた教訓を共有するため、二国間協力、地域的協力、国際機関を通じた協力等を進めてきたところである。

二国間協力に関して、日本は、中国、ベトナムの規制当局・事業者に対して、人材育成研修を原子力安全基盤機構(JNES)を通じて実施した。また、2012年11月にソウルで開催された日中韓による原子力安全上級規制者会合などの機会を利用して、日本はこの事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達するとともに、そこから得られる教訓を国際社会と共有している。

地域的協力に関しては、日本はアジアの原子力新興国の安全基盤整備を支援する IAEA アジア原子力安全ネットワーク(ANSN)に積極的に参画しており、2012年9月に開催された ANSN の総会や11月に開催された運営委員会に出席した。

2012年12月に福島県郡山市において、日本は、「原子力安全に関する福島閣僚会議」をIAEAと共催し、事故から得られた更なる知見及び教訓を国際社会と共有し、更に透明性を高め、そして、原子力安全の強化に関する国際社会の様々な取組の進捗状況を議論した。

今後の見通し

日本としては、引き続き、原子力発電新興国へ東京電力福島第一原子力発電所事故の状況を伝達するとともに、得られた教訓を共有するため、二国間協力、地域的協力、国際機関を通じた協力等を進めていく。

6. 電気自動車の安全性と充電インフラの国際ハーモニゼーションの促進(WP-E/#12/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、電気自動車の安全性及び型式認証の要件と充電インフラへのアクセスの共通基準の国際ハーモニゼーションの実現について UN-ECE WP29 等の場で協業しなければならない。

現在までの取り組み

国連欧州経済委員会の下自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、電気自動車の安全性に係る専門分科会が設置されており、日米欧の主導の下、国際的な統一基準の策定に向けた検討が進められている。2012年11月に開催された第158回WP29において、同専門分科会において感電防止等を審議事項としていくことが承認された。

充電器のインフラについては、IEC等の国際標準策定の場で議論している。

今後の見通し

2012年11月の第158回WP29において合意された、電気自動車の安全性に係る専門分科会の審議事項に基づき、国際的な統一基準の策定に向けて、日米欧が協力して検討を進めていく。

充電器の標準化については、ユーザーの利便性の確保を第一に進める必要があり、排他的にならないような検討が必要。

7. 前商業的な蓄電池開発における共同研究(WP-E/#13/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、政府間・研究所間等で前商業的な次世代蓄電池に関わる研究開発領域(低コスト、寿命、安全性、エネルギー密度等)の技術開発において連携を構築すべきである。

現在までの取り組み

日本政府は、蓄電池の低コスト化、長寿命化、安全性の確保、エネルギー密度の向上等、高性能蓄電池の実現に向けた研究開発を国のプロジェクトとして実施しているところ。具体的には、リチウムイオン電池の高性能化等を目的として材料開発やモジュール、システムの開発を行うとともに、寿命評価方法や安全性試験方法の確立に向けた研究を行っている。また、リチウムイオン電池の性能を上回る革新型蓄電池(いわゆるポストリチウムイオン電池)についても、その実現に向けた研究を始めている。

これらの研究内容については、日本で定期的に行われている電池討論会を始め、各種シンポジウムでEUの研究者と情報交換を行っているところ。

今後の見通し

今後も、日本政府としては、蓄電池の高性能化、安全性向上等のための研究開発をすすめていく予定。

8. 蓄電池の再利用とリサイクルのベストプラクティス共有 (WP-E/#14/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は蓄電池の二次利用に備えて再利用とリサイクルに関わるベストプラクティスを共有すべきである。

現在までの取り組み

小形充電式電池の製造メーカーや使用機器メーカー、輸入事業者等が会員として参加したJBRCが、2001年に施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」を受け設立された。JBRCは、当該法律に基づき、小形充電式電池のリサイクルに取り組んでおり、全国のリサイクル協力店、協力自治体、リサイクル協力事業者等に設置された回収拠点から、小形充電式電池を無償で回収し、再資源化を推進している。

今後の見通し

小形充電式電池のリサイクルについては、引き続きJBRCにおける回収・再資源化の取り組みを推進していく。

また、使用済みリチウムイオン蓄電池は、今後、排出拡大が見込まれる。使用済みリチウムイオン蓄電池の安全な二次利用のためには、使用済みリチウムイオン蓄電池の劣化状況の評価技術等の環境整備が必要。したがって、形成される市場の動向等を見極めつつ、再利用とリサイクルを一体として検討していくことが必要である。

9. スマートシティ/グリッド・プロジェクトの実証実験促進(WP-E/#15/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は蓄電池や関連製品の実験場となるスマートシティ/グリッドの実証実験を促進し、その実験に相互の産業が参画できる開かれた環境を整備しなければならない。

<背景>

原子力エネルギーは代替エネルギーとして供給安定性と経済性に優れている上に CO₂ を排出しないことから世界的に再評価が進んでいる。2011年3月11日に発生した福島第一原発における深刻な事故及び津波災害は、全ての原子力発電所を導入している国また新規導入を計画している国に原子力発電の安全対策と緊急対策システムの再評価を促すきっかけとなった。

高まる原子力エネルギーへの期待と安全性フレームワーク強化の必要性

経済協力開発機構原子力機関(OECD-NEA)によると、世界の発電量に原子力が占める割合は14%(09年)から24%(50年)に増加する。国際原子力機関(IAEA)によると、2010年1月時点、世界中で原子炉は437基が稼動しており56基が建設中である。世界の多くの国では、引き続き化石燃料への依存を回避するため原子力エネルギーへの関心が高まっており、原子力発電所の建設計画が進んでいる。

しかし、原子力エネルギーは最高水準の安全性の確保が大前提である。この数年、国レベル、EUレベル、国際レベル(IAEA、国際原子力安全条約…)において多くの取り組みが実施された。これまで産業界は原子炉の安全性を格段に向上させてきた。極限状態の下で発生した今回の福島第一原発の事故は、安全性の継続的な向上が必要であることを明らかにした。世界の多くの国にとって原子力エネルギーは引き続き魅力的なエネルギー源であり(エネルギー保障と低炭素社会へ貢献)、それ以上に世界的な安全基準を明確にすることが重要である。EUと日本は積極的にそのような安全基準を明確にして促進する役割を担わなければならない。

安全性を向上させる一方で、既設炉の高経年化対策、定格出力の向上、核燃料サイクル(例:使用済み核燃料の処理)の取り組みを適切に進める必要がある。機器や設備の機能低下といった劣化のメカニズム理解すると同時に、老朽化が進む既設炉の機能や性能を維持・回復するために保守管理を実施することは必須である。EUと日本は、OECD/NEAのような国際的な議論の場において、老朽化した原子炉の適切な保守管理に関わる技術評価や既設炉の保守管理技術に関する情報交換を促進しなければならない。使用済み核燃料の処理等については、使用済み核燃料を再処理し、プラチウムやウランを回収、リサイクルすることは資源の有効利用と放射性廃棄物の減量化につながる。

蓄電池へ高まる期待

EUと日本は次世代リチウムイオン二次電池を開発している。二次電池は世界各地で進められているスマートグリッド、例えば、日本の“スマートシティ・プロジェクト”の重要な構成要素の一つであると同時に、再生可能エネルギーの普及に資する革新的なエネルギー高度利用技術である。

スマートグリッドで利用される場合、二次電池は大規模太陽光発電や風力発電の発電所に設置される。二次電池は商工業地や大規模集合住宅付近にオフピーク時に電力を貯蔵するために設置される。

電気自動車やプラグインハイブリッド車に利用される二次電池は、日本やEUの自動車メーカーによって開発・普及されている。EUと日本の産業界は電気自動車やプラグインハイブリッド車が更に広く普及されるには精力的に次世代自動車用電池の更なる性能向上、価格低減など本格的な普及に向けて取り組む必要がある。

燃料電池自動車を含む次世代電気自動車の商業化は省エネとCO₂排出削減に貢献する。市場普及を推進するためには、EUと日本は電気自動車の型式認証と安全性の国際ハーモニゼーションの要件及び充電インフラへのアクセスの共通基準において共同開発しなければならない。電気自動車がいつでもどこでも充電できることを目的にしなければならない。

現在までの取り組み

日本では「次世代エネルギー・社会システム実証事業」の実証地域に選定された横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市の4地域において、開かれた環境のもと、日本企業のみならず外国企業が参画し、再生可能エネルギーや蓄電池、エネルギーマネジメントシステムを用いた実証実験を2011年から実施している。2012年は豊田市、けいはんな学研都市、北九州市においてデマンドレスポンス実証を行った。

さらに本実証を補完するために、「次世代エネルギー技術実証事業」において、先進的な技術の実証も行っており、2012年は全国8ヶ所で実証を実施した。

今後の見通し

「次世代エネルギー・社会システム実証事業」についてはPV、蓄電池、スマートメーターやHEMS、BEMS、CEMSといったスマートグリッド関連機器を用いて、エネルギーマネジメントに関する実証を継続する。

「次世代エネルギー技術実証事業」については8ヶ所の実証を引き続き実施する。

また、スマートグリッドが本格的に展開した際に課題となり得る輻輳や遅延といった通信ネットワーク上の課題について、実証実験を行う。

10. 国際的に公平で実効性のある新しい枠組みの構築 (WP-E/#16/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、全ての主要排出国が参加して対応の CO_2 排出の安定化と削減の義務と責任を負うポスト京都枠組みを促進しなければならない。

現在までの取り組み

日本は、全ての国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指し、2011年の国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会合 (COP17) のダーバン決定で立ち上げられた「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP)」での交渉に積極的に貢献している。2012年末にドーハで開催された COP18 では、来年以降の ADP における交渉の段取りに合意した。この結果、「2020年以降の新しい法的枠組みに関する2015年までの合意に向けた交渉の基礎的アレンジメントを整えた」とのメッセージを示すという日本の COP18 における目標を達成した。

今後の見通し

COP18 で決定した ADP 作業計画に基づいて、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて、全ての国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果を2020年から発効させ、実行に移すべく、国連気候変動枠組条約の下での交渉、各種国際会議、二国間協議等あらゆる機会を通じて、日本は、引き続き積極的に交渉に貢献していく。

11. エネルギー効率技術の採用とプロセスを促進させる刺激策と規定の継続的発展 (WP-E/#20/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、エネルギーの効果的使用(エネルギー節約とエネルギー効率)を促進するため、法規や刺激策を改善することが大事である。エネルギー消費と依存に頼ることなく、CO₂ 排出の有効な削減を達成するため、耐熱財を使用したビルや家屋の標準規則を作るべきである。日本とEU は、製品やサービスに関するエネルギー効率規制、技術革新行程、訓練、建設の実験プログラム、修復を実行するベスト・プラクティスを共有すべきである。

<背景>

現在の経済危機やエネルギー価格高騰という状況下では、エネルギー効率やエネルギー節約対策は有効である。エネルギー効率的利用は地球温暖化対策、エネルギー需要や消費、エネルギー依存、エネルギー消費回避を考える上で有効である。製造業や輸送業や建築部門などのエネルギー大量消費する産業での消費量削減は重要な取り組みである。

国際エネルギー機関によると、世界のエネルギー消費の30~40%、そして、世界のCO₂ 排出の25~30%は、住宅や民間・公共のビルからとなっている。もし規制当局が高いレベルの標準、改築工事プログラム導入、エネルギー効率促進に同期したファイナンス、法的拘束力をもった目標、エネルギー効率に関する訓練プログラムや情報を実施すれば、大きなエネルギー改善が期待できる。

現在までの取り組み

日本の省エネルギー政策体系は、「産業部門」「民生(業務・家庭)部門」「運輸部門」に大別され、各部門において、省エネ法による規制措置と、予算、税制等を用いた支援措置の両面による対策を実施してきた。

日本政府は、住宅やビルの省エネについて、断熱性能を含む省エネ基準を設けている。2012年7月に、日本政府は、2020年までに全ての新築住宅・建築物について、段階的に省エネ基準への適合を義務化する工程表を決定した。

また、12月に、日本政府は、住宅・建築物の低炭素化に関するより高い誘導基準として、低炭素建築物認定基準を策定した。

また、日本政府は、家電や自動車の省エネについては、トップランナー規制を導入して省エネ性能の向上を図っているところであり、国際会議等で日本における取組等を共有し、各国と意見交換等を行っている。

今後の見通し

住宅・ビルについては、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020 年までに全ての新築住宅・建築物について、段階的に省エネ基準への適合を義務化する。

また、日本政府は、トップランナー制度について、今後も基準の見直しや機器の追加を行っていくとともに、国際会議等で日本における取組等を積極的に共有していく。

12. EITIの支持と履行の促進(WP-E/#21/EJ to EJ)

BRTの提言

EUと日本は、資源産出国が“EITI原則と基準”を遵守し候補国から遵守国に移行できるように各国政府、産業団体、NGO等と連携・協力しなければならない。

現在までの取り組み

日本政府は、2009年2月にEITIの支援国となることを決定して以来、2010年1月に東京にて、各国政府・産業界・NGO等の参加のもとで、EITIに焦点を当てた国際セミナー「責任ある資源開発に向けた新たな潮流」を開催するなど積極的にその活動を支援してきた。更に2011年度、日本政府として初めてEITIマルチドナー信託基金に対する拠出を実施した。また、日本政府はG8/G20を通じてEITIの更なる推進を継続的に支援してきている。

今後の見通し

日本政府は2012年度もEITIマルチドナー信託基金に対して拠出を実施する予定。また、今後も、政府として実施可能な支援内容について検討し、実施国及び今後実施国となるべく準備を進めている国々のEITI活動を積極的に支援していきたい。

13. 商品価格の変動を最小限に抑える取り組みの推進(WP-E/#22/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU は 商品市場における価格の必要以上の変動を抑え、国際的な議論の場において共通の課題を適宜洗い出す努力しなければならない。

現在までの取り組み

国際エネルギーフォーラム(IEF)、アジア産消閣僚会合及び G20 等の国際会議において、化石燃料の価格変動について議論を重ねている。2012年3月に開催された第13回 IEF 閣僚会合においては、日本政府から①市場安定化のため、生産国はエネルギーの安定供給について責任ある行動をとる必要がある旨を指摘、②また、市場の透明性の向上のため、JODIのさらなる発展及び天然ガス分野等への拡大のためにIEFへの追加拠出を行う等、引き続き市場安定化・産消対話の強化に向けた取り組みに積極的に貢献していく旨発言した。また、日本政府は、証券監督者国際機構(IOSCO)において、商品デリバティブ市場の透明性の向上、市場監督・監視の改善及び不公正取引等への対処のために平成23年9月に策定・公表された「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」の実施状況調査に参画するとともに、石油価格報告機関による価格算定の信頼性向上を目的とした「石油価格報告機関に関する原則」の策定に参画した。

今後の見通し

引き続き、日本は、様々な国際会議の場を通じて化石燃料の価格安定化に向けた対応を継続する。また、我々は、証券監督者国際機構(IOSCO)において、2013年中に、「石油価格報告機関に関する原則」の現物市場に与える影響を評価するとともに、当該原則の実施進捗に関する報告書の策定に参画する。

14. リサイクルと代替製品の研究開発支援(WP-E/#23/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU は、R&D、産業政策、国際協力また原材料の代替化を目指す研究促進を通じて先進国における重要な原材料のリサイクルを奨励しなければならない。

<背景>

原材料の価格上昇、価格変動、不安定な供給は、EUと日本の産業界にとって懸念事項である。資源国の政策はこのような懸念事項を緩和することもあれば深刻化させる。原材料の安定供給は蓄電池の生産拡大及びその他の産業にとって必須である。蓄電池の正極材料に使用されるリチウム、マンガン、コバルト、ニッケル等は供給源が多様化している。しかし、一部のレアアースは中国にほぼ全量を頼っている。EUと日本はレアメタルの安定供給を確保するために供給源の多様化する取り組みを強化しなければならない。

国際競争が激化

資源エネルギーは新興国、特に中国やインドを中心に需要が急増しており、資源エネルギー確保をめぐる国際競争が熾烈化している。更に、資源外交が活発化しており市場をゆがめる可能性がある。

投機マネーの流入は主な鉱物資源の取引価格を不安定にしている。資源供給国の採取政規制及び貿易政策は一部の原材料の供給と価格に大きな影響を及ぼす。このような背景が、EUと日本の産業の競争力と安定した採算性の取れた発展の圧迫になっている。原材料の取引価格の高騰は、企業収益と世界経済の回復に悪影響を及ぼす。

食糧など商品相場の不安定化も同様に世界成長と食糧安全保障に脅威である。

責任ある資源開発

採取産業透明性イニシアチブ(EITI)は2002年にヨハネスブルグ環境サミットで資源開発に伴う資金の流れの透明性を高めるために提唱され、開発企業から資源産出国政府及び政府関連企業への資金の流れの透明性を高め、責任ある天然資源の開発を促進することを目的としていた。健全なガバナンスによりこれ等の天然資源は大きな歳入を生み出し政府が経済発展の促進と貧困撲滅に繋がる。しかしながら、ガバナンスが弱いと、歳入は浪費されやすく、下方に向けた貧困スパイラル、腐敗、紛争、持続不可能な鉱物や資源開発を生みやすい。2010年11月時点、EITI認証基準に準拠した遵守国は5カ国のみ、28カ国が候補国となっている。

この他の国々では、天然資源開発による歳入が紛争の資金源になっていることが懸念されている。EUと日本の産業界は透明性があり責任がある資源のサプライチェーンマネジメントを実施することでEITIの目標を支持することができる。EUと日本の政府レベルでは、エネルギーと鉱物資源等の市場をオープン且つ安定してゆがみのない共通の戦略を追求しなければならない。

現在までの取り組み

2010年の中国によるレアアースの輸出枠大幅削減等をきっかけに、レアメタル等の原材料の確保するために、日本政府は欧州等の消費国間協力を進めている。

特に、2011年10月のワシントンDCでの第1回ワークショップに続き、2012年3月28、29日に東京で第2回日米欧3極R&Dワークショップを開催。この中で、消費国が協力し、代替材料や使用量低減技術開発やリサイクルに取り組むことの重要性について、日米欧は認識を共有した。

今後の見通し

2013年5月にブリュッセルで第3回の日米欧3極R&Dワークショップを開催し、引き続き、リサイクルをテーマの一つとして取り上げる予定。

税制関連提案について

第14回日EU・BRT本会合の提言においては、日本の税制に関連し以下の提案があった。

○ワーキング・パーティD

2. 日本に向けた税制関連の提言(WP-D/#10/EJ to J)

- (1) 2012年税制改正
- (2) 移転価格税制
- (3) 税のルール・法のための申請書

日本の税制改正については、毎年税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府の税制調査会等の議論を踏まえ決定されるものであり、BRTのご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年税制改正プロセスに反映されてきたところ。